

富士箱根伊豆国立公園

(富士山地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)

平成18年3月22日

環 境 省

目 次

1	変更理由	3
2	規制計画	4
(1)	保護規制計画	4
ア	特別地域	4
(ア)	第2種特別地域	6
(イ)	第3種特別地域	8
(ウ)	乗入れ規制地区	10
イ	面積内訳	24
(ア)	地域地区別土地所有別面積	24
(イ)	地域地区別市町村別面積	26
3	施設計画	30
(1)	利用施設計画	30
ア	単独施設	30
イ	道路(歩道)	42
4	参考事項	53
(1)	指定植物	53
(2)	過去の経緯	56
(3)	公園区域	57
(4)	規制計画	61
(5)	施設計画	98

1 変更理由

富士箱根伊豆公園は、東京、神奈川、山梨及び静岡の1都3県にまたがり、わが国の最高峰富士山（3,776m）をはじめとする山岳、森林及び湖沼群から、海岸部及び島嶼地域に至るまで、変化に富んだ景観を有する公園で、富士、箱根、伊豆半島、伊豆諸島の4地域からなっている。昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定されたのが始まりである。

富士山地域は、富士山を中心とし東に石割山、西に長者ヶ岳、南に越前岳、北に三つ峠山等の山々に囲まれた地域で、富士五湖と称される山中湖等の湖沼群を有し、また、富士山山麓の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海といった原生林を擁する山岳、湖沼及び山林の一体的景観を呈す面積60,591haの地域である。平成8年7月16日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われている。

今回は、平成8年の再検討終了後、9年が経過しているため、この間の本地域を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、より一層の景観保護及び適正な利用促進の観点から、現行計画を踏まえつつ、次の方針により公園計画の変更（第1次点検）を行うものである。

記

（1）公園区域

情報収集や事前調査等により、当地域においては平成8年の再検討以降区域変更を必要とする自然環境、社会的条件の変化等がないと判断するので、公園区域は現行の通りとする。

（2）公園計画

ア 規制計画

集落化が進み特別地域として資質が失われている区域の最小限の変更と乗入れ規制地区の追加を行う。

イ 施設計画

社会情勢の変化や利用実態を十分に踏まえ、風致景観への影響、事業施行の可能性などを検討し、必要な場合は変更を行う。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表1：特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	削除	山梨県南都留郡富士河口湖町字勝山の一部
2	削除	山梨県南都留郡富士河口湖町字河口の一部
3	削除	山梨県南都留郡山中湖村字山中の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
河口湖の南、集落の密集した地域で、山裾より上部は森林が残されているものの下部は既に耕作地及び宅地として住宅が設置され活用されており、周囲の住宅地との相違は見られず特別地域としての資質を有していないことから、普通地域に格下げして風景の維持を図るもの。	私 0 (△ 0.16)
河口湖の東に位置する一面の耕作地で、山裾まで耕作地が広がり、周囲の普通地域の耕作地と何等相違が見られず、特別地域としての資質を有していないことから普通地域に格下げして風景の維持を図るもの。	私 △ 1 (△ 1.41)
山中湖の北西、河口湖から山中湖に至る須走吉田線道路（車道）沿線の平坦地で、道路を中心に広がった集落地一体に位置し、特別地域としての資質は有しておらず、周囲の普通地域とは何等相違は見られないことから普通地域に格下げして風景の維持を図るもの。	私 0 (△ 0.07)
変 更 部 分 面 積 計	△ 1 〔 国 0 公 0 私 1 〕
変 更 前 特 別 地 域 面 積	33,839 〔 国 7,822 公 20,274 私 5,743 〕
変 更 後 特 別 地 域 面 積	33,838 〔 国 7,822 公 20,274 私 5,742 〕

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	削除	特別地域の縮小	河口湖	山梨県南都留郡富士河口湖町字勝山の一部
2	削除	特別地域の縮小	三ッ峠山	山梨県南都留郡富士河口湖町字河口の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>河口湖の南、集落の密集した地域で、山裾より上部は森林が残されているものの下部は既に耕作地及び宅地として住宅が設置され活用されており、周囲の住宅地との相違は見られず特別地域としての資質を有していないことから、普通地域に格下げして風景の維持を図るもの。</p>	<p>私 0 (△ 0.16)</p>
<p>河口湖の東に位置する一面の耕作地で、山裾まで耕作地が広がり、周囲の普通地域の耕作地と何等相違が見られず、特別地域としての資質を有していないことから普通地域に格下げして風景の維持を図るもの。</p>	<p>私 △ 1 (△ 1.41)</p>
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p>△ 1 〔 国 0 公 0 私 1 〕</p>
<p>変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p>9,157 〔 国 3,280 公 4,608 私 1,269 〕</p>
<p>変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p>9,156 〔 国 3,280 公 4,608 私 1,268 〕</p>

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
3	削除	特別地域の縮小	山中湖西部、鷹丸山	山梨県南都留郡山中湖村字山中の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>山中湖の北西、河口湖から山中湖に至る須走吉田線道路（車道）沿線の平坦地で、道路を中心に広がった集落地一体に位置し、特別地域としての資質は有しておらず、周囲の普通地域とは何等相違は見られないことから普通地域に格下げして風景の維持を図るもの。</p>	<p>私 0 (△ 0.07)</p>
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p>私 0 〔 国 0 公 0 私 0 〕</p>
<p>変 更 前 第 3 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p>16,402 〔 国 1,811 公 10,537 私 4,054 〕</p>
<p>変 更 後 第 3 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p>16,402 〔 国 1,811 公 10,537 私 4,054 〕</p>

(ウ) 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域(以下「乗入れ規制地区」という。)を次のとおりとする。

(表4：乗入れ規制地区表)

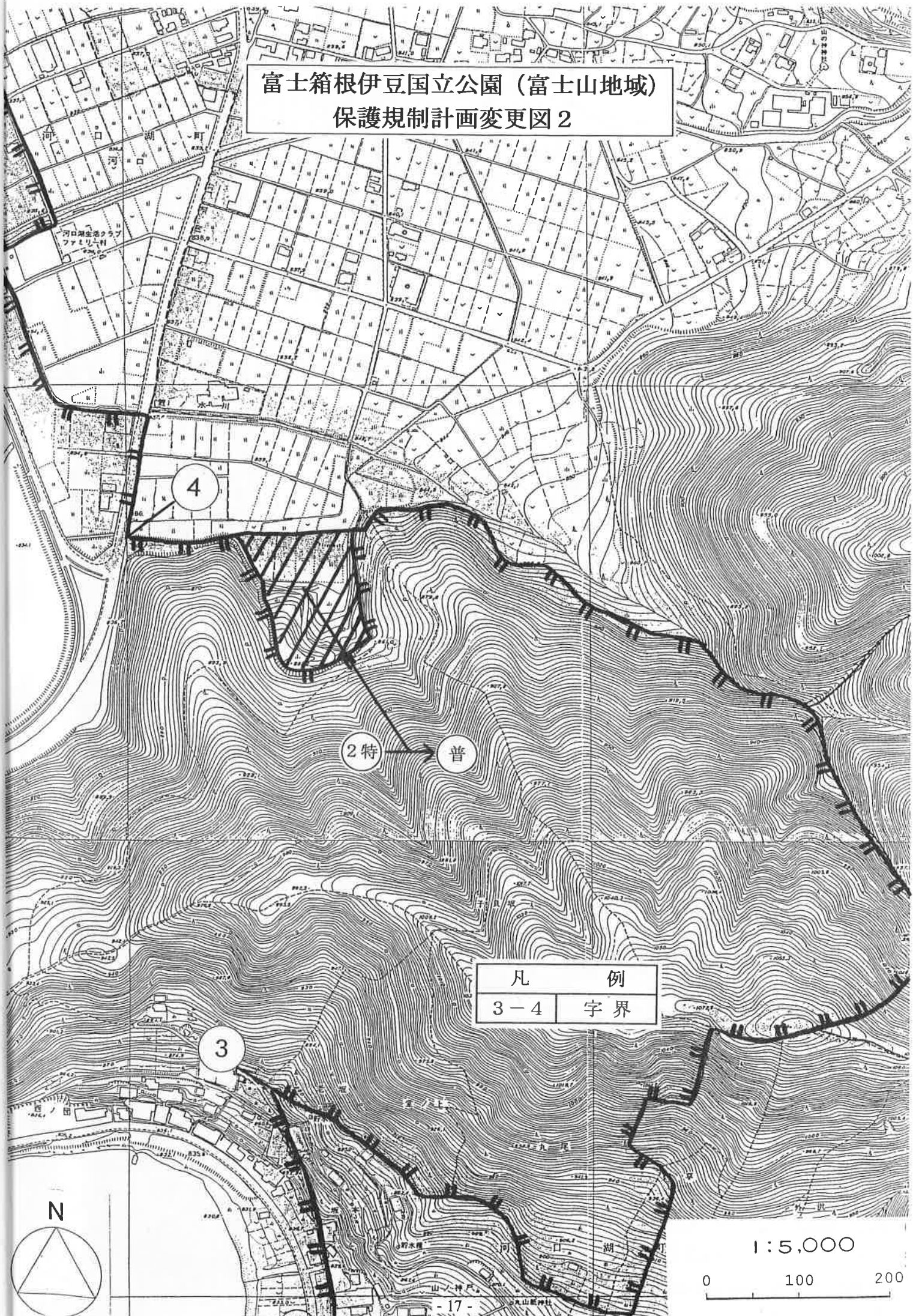
名 称	区 域	地 種 区 分
本栖湖	山梨県西八代郡上九一色村及び南巨摩郡身延町 (本栖湖水面の全部)	第2種特別地域

区 域 の 概 要	面積 (ha)	備 考
<p>富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の一つであり、最大水深が138mあり、透明度の高い湖水である。</p> <p>ここ数年来、本栖湖においては、プレジャーボート等の動力船の乗入れに起因する水質汚濁や、騒音等による野生動植物生育環境への支障が考えられることから、自然環境や適切な利用環境の保全を図るために区域を指定するものである。</p>	<p>470</p> <p>(国 470 公 0 私 0)</p>	

富士箱根伊豆国立公園 (富士山地域) 保護規制計画変更位置図



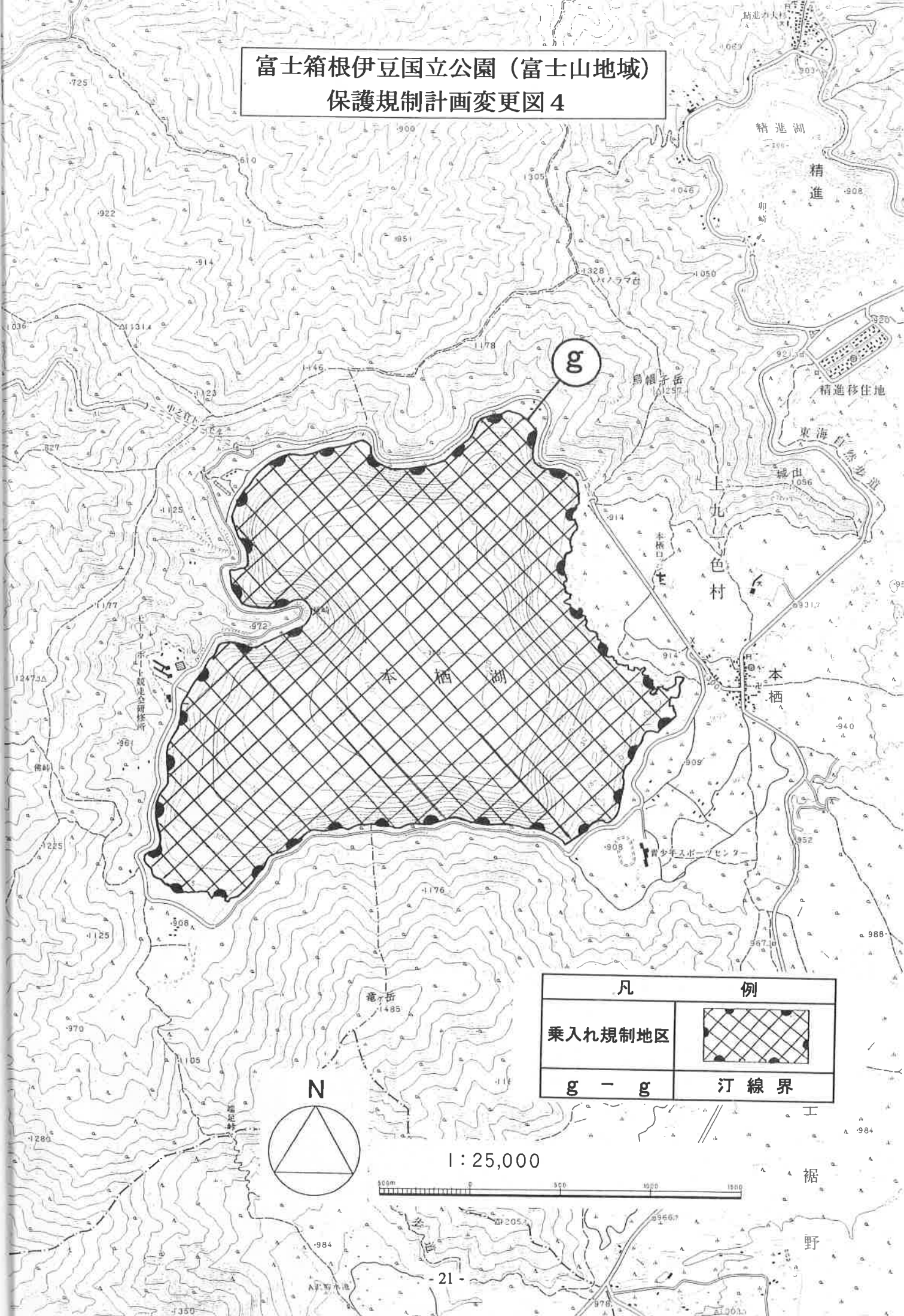
富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
保護規制計画変更図 2



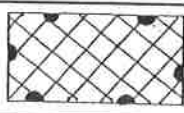
凡例
3-4 字界

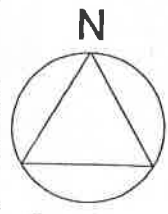
1:5,000
0 100 200

富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
保護規制計画変更図 4



gg

凡	例
乗入れ規制地区	
g - g	汀線界



イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表5：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地							
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別	
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公
山梨県	土地所有別面積	57	3,172	0	89	1,957	19	2,155	4,569
	地種区分別面積				2,065			7,697	
	地域地区別面積	3,229			20,202				
	地域別面積	23,431							
静岡県	土地所有別面積	1,008	0	0	1,573	0	0	1,125	39
	地種区分別面積				1,573			1,459	
	地域地区別面積	1,008			8,994				
	地域別面積	10,002							
富士山頂	土地所有別面積	4	0	401	0	0	0	0	0
	地種区分別面積				0			0	
	地域地区別面積	405			0				
	地域別面積	405							
合計	土地所有別面積	1,069	3,172	401	1,662	1,957	19	3,280	4,608
	地種区分別面積 (比率)				3,638 (6.0)			9,156 (15.1)	
	地域地区別面積 (比率)	4,642 (7.7)			29,196 (48.1)				
	地域別面積 (比率)	33,838 (55.8)							

(単位：面積 h a , 比率 %)

域				普通地域			合計		
地域	第3種特別地域								
私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
973	0	9,363	1,077	0	3,173	10,138	2,301	22,234	12,207
10,440									
				13,311			36,742		
295	1,811	1,174	2,977	5,165	1,184	7,093	10,682	2,397	10,365
5,962									
				13,442			23,444		
0	0	0	0	0	0	0	4	0	401
				0			405		
1,268	1,811	10,537	4,054	5,165	4,357	17,231	12,987	24,631	22,973
16,402 (27.0)									
				26,753 (44.2)			60,591 (100.0)		

(イ) 地域地区別市町村別面積
 (表 6 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村		現 行							
		特 別 地 域					普通地域	合 計	
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
山 梨 県	富士吉田市	533	328	860	2,665	4,386	1,070	5,456	
	西八代郡	上九一色村	1,133	477	1,631	2,059	5,300	1,507	6,807
	南巨摩郡	身延町	0	7	787	0	794	0	794
	南都留郡	西桂町	0	86	0	343	429	0	429
		忍野村	0	0	0	50	50	0	50
		山中湖村	57	95	1,424	1,231	2,807	2,093	4,900
		富士河口湖町	6	402	1,749	2,285	4,442	4,908	9,350
		鳴沢村	1,500	670	1,247	1,807	5,224	3,732	8,956
小 計		3,229	2,065	7,698	10,440	23,432	13,310	36,742	
静 岡 県	富士宮市	463	577	1,075	4,923	7,038	10,757	17,795	
	富士市	38	59	295	191	583	1,911	2,494	
	御殿場市	287	555	7	590	1,439	0	1,439	
	裾野市	0	5	82	44	131	440	571	
	駿東郡	小山町	220	377	0	214	811	334	1,145
小 計		1,008	1,573	1,459	5,962	10,002	13,442	23,444	
富士山頂(県境未確定)		405	0	0	0	405	0	405	
合 計		4,642	3,638	9,157	16,402	33,839	26,752	60,591	

(単位：面積 ha)

変 更 後							増 減 (陸域)
特 別 地 域					普通地域	合 計	
特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
533	328	860	2,665	4,386	1,070	5,456	0
1,133	477	1,631	2,059	5,300	1,507	6,807	0
0	7	787	0	794	0	794	0
0	86	0	343	429	0	429	0
0	0	0	50	50	0	50	0
57	95	1,424	1,231	2,807	2,093	4,900	0
6	402	1,748	2,285	4,441	4,909	9,350	0
1,500	670	1,247	1,807	5,224	3,732	8,956	0
3,229	2,065	7,697	10,440	23,432	13,311	36,742	0
463	577	1,075	4,923	7,038	10,757	17,795	0
38	59	295	191	583	1,911	2,494	0
287	555	7	590	1,439	0	1,439	0
0	5	82	44	131	440	571	0
220	377	0	214	811	334	1,145	0
1,008	1,573	1,459	5,962	10,002	13,442	23,444	0
405	0	0	0	405	0	405	0
4,642	3,638	9,156	16,402	33,838	26,753	60,591	0

3 施設計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

(ア) 次の単独施設を追加する。

(表7：単独施設追加表)

番号	種類	位 置
100	運動場	山梨県南都留郡山中湖村（平野）

(イ) 次の単独施設を削除する。

(表8：単独施設削除表)

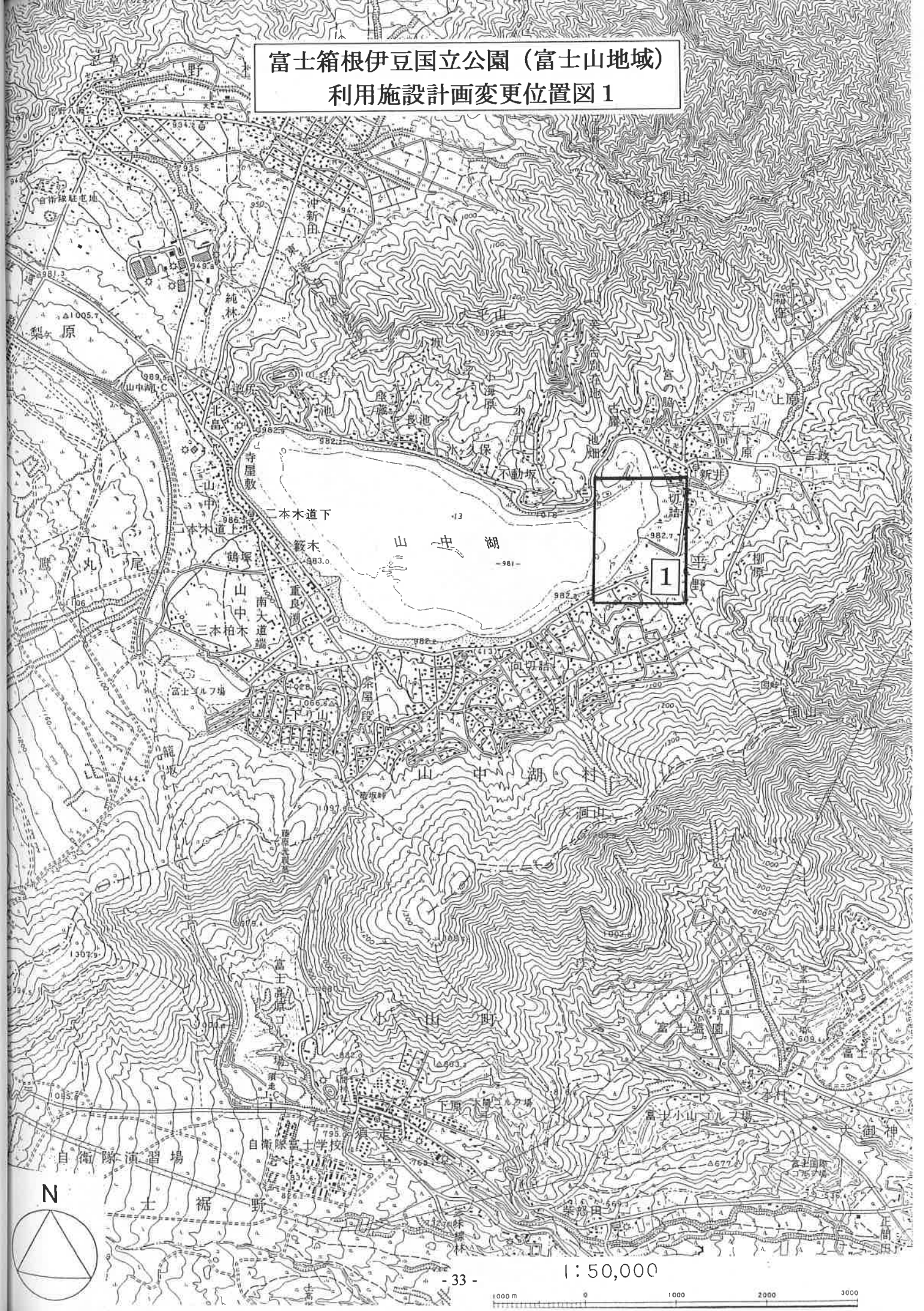
番号	種類	位 置
89	宿舎	静岡県富士宮市（花鳥山脈）
90	植物園	静岡県富士宮市（花鳥山脈）

整備方針	旧計画との関係
山中湖の雄大な景観を活かした、野外スポーツのための運動場として整備する。	新規

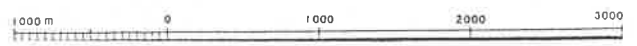
告示年月日	理由
平成8.7.16告示	田貫湖集団施設地区計画に取込まれたことにより、単独施設としての計画の必要性がなくなったため。
平成8.7.16告示	事業が廃止されており、将来的に整備の見込がないため。

富士箱根伊豆国立公園 (富士山地域)

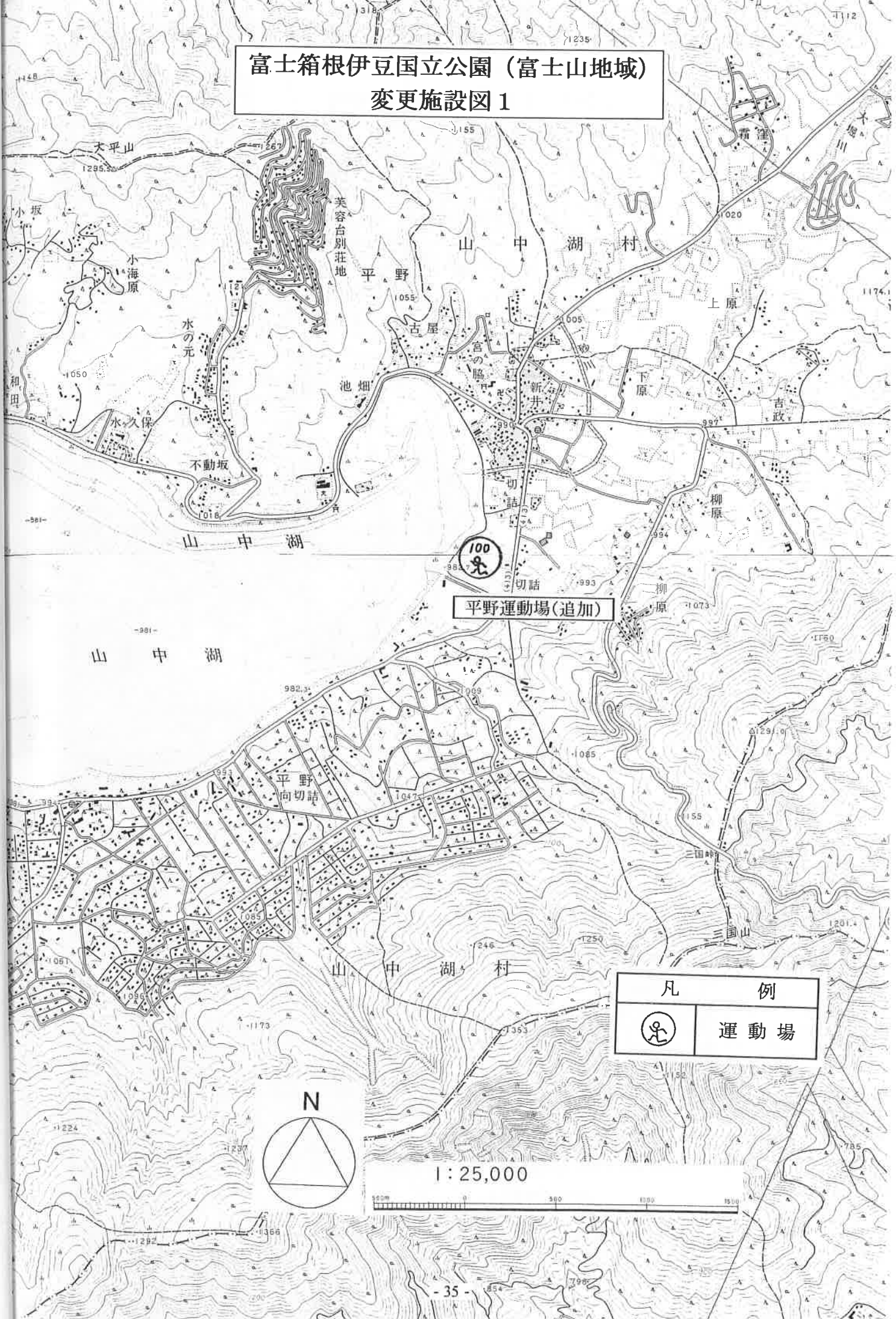
利用施設計画変更位置図 1



1



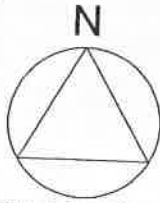
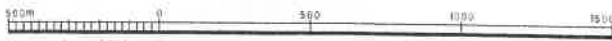
富士箱根伊豆国立公園 (富士山地域)
変更施設図 1



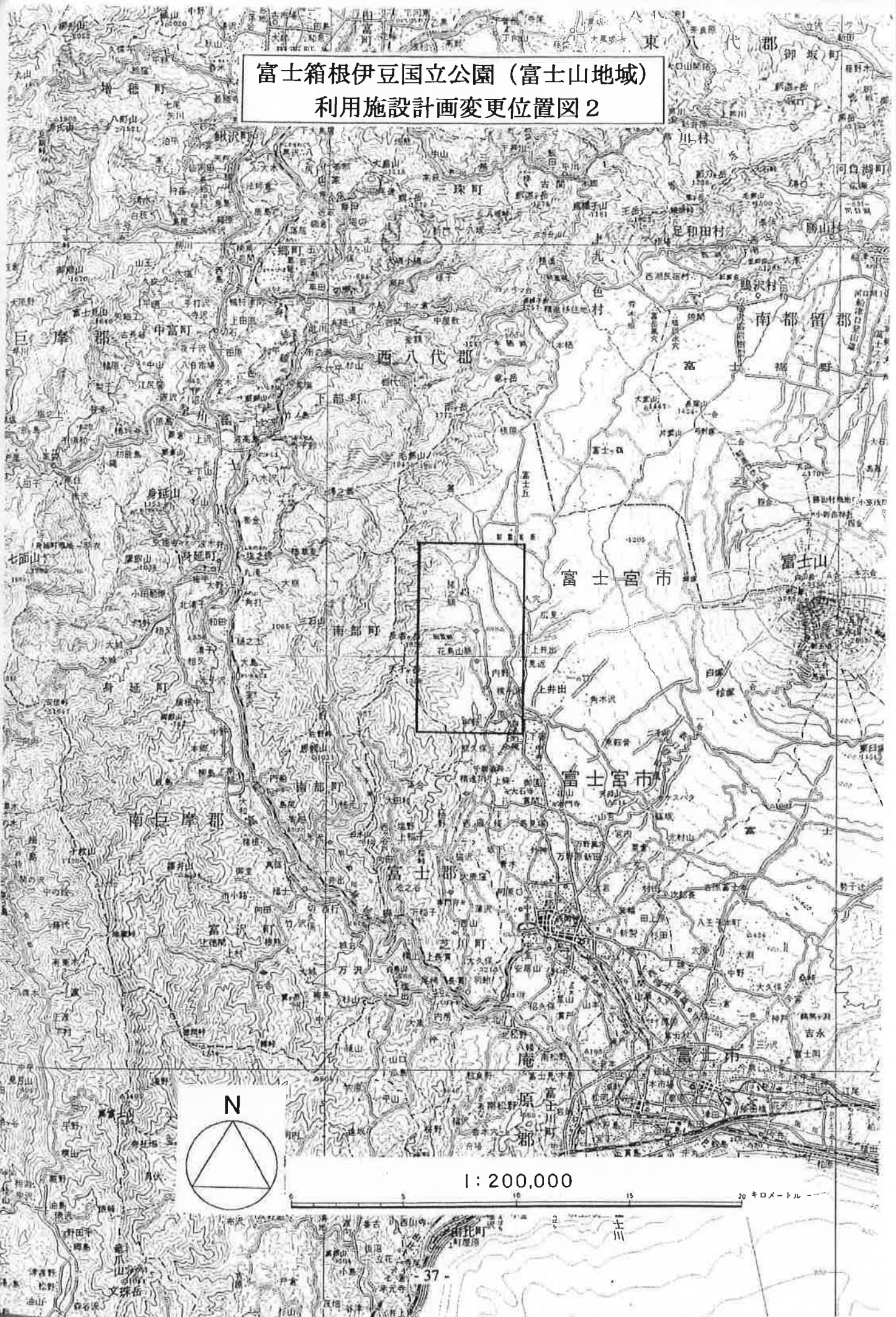
平野運動場(追加)

凡 例	
	運動場

1 : 25,000



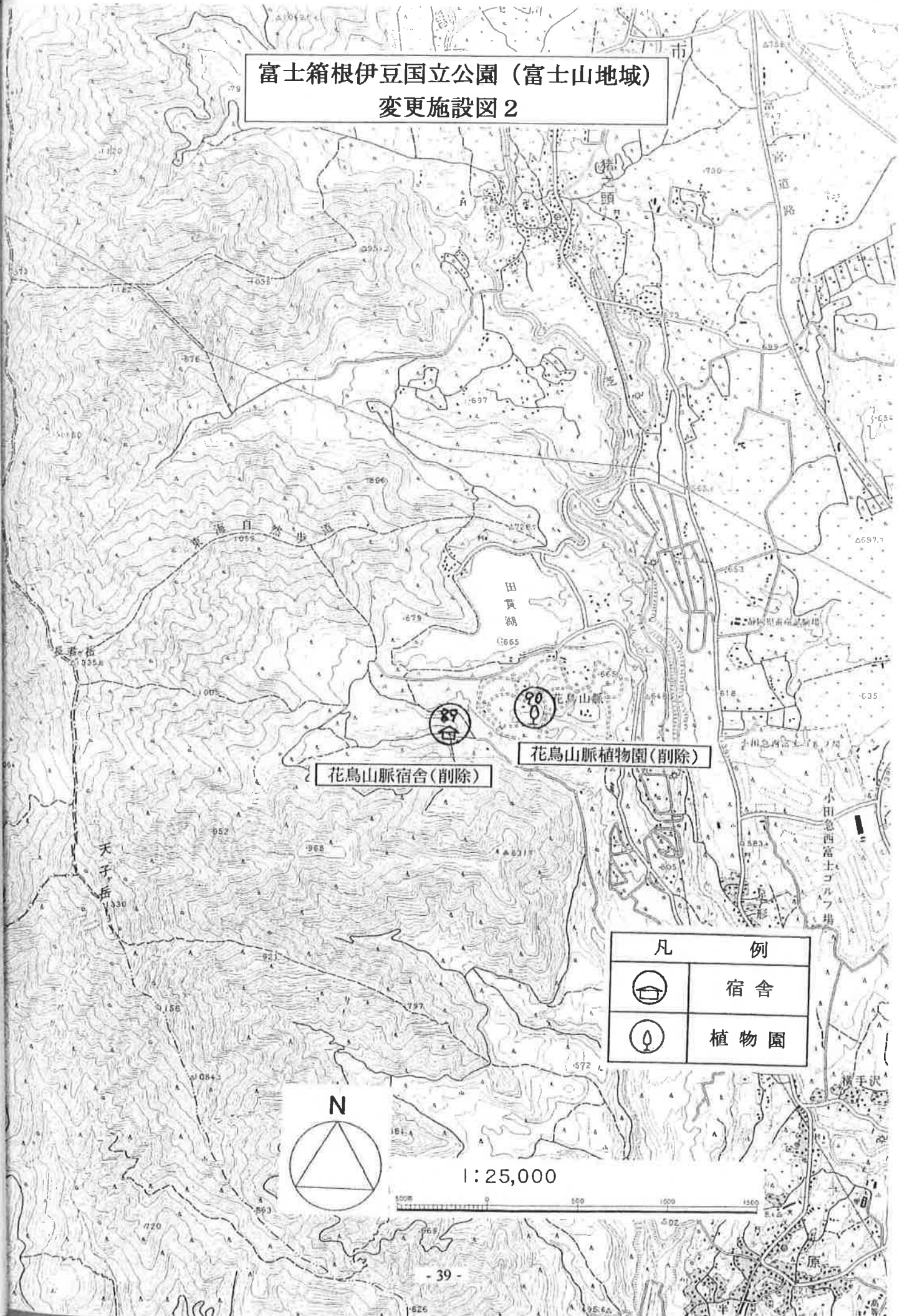
富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
 利用施設計画変更位置図 2



1 : 200,000

0 5 10 15 20 キロメートル

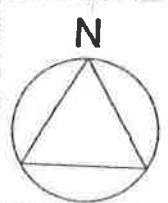
富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
変更施設図 2



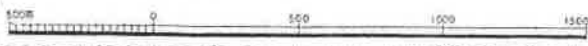
花鳥山脈宿舎(削除)

花鳥山脈植物園(削除)

凡 例	
	宿 舎
	植 物 園



1:25,000



イ 道路（歩道）

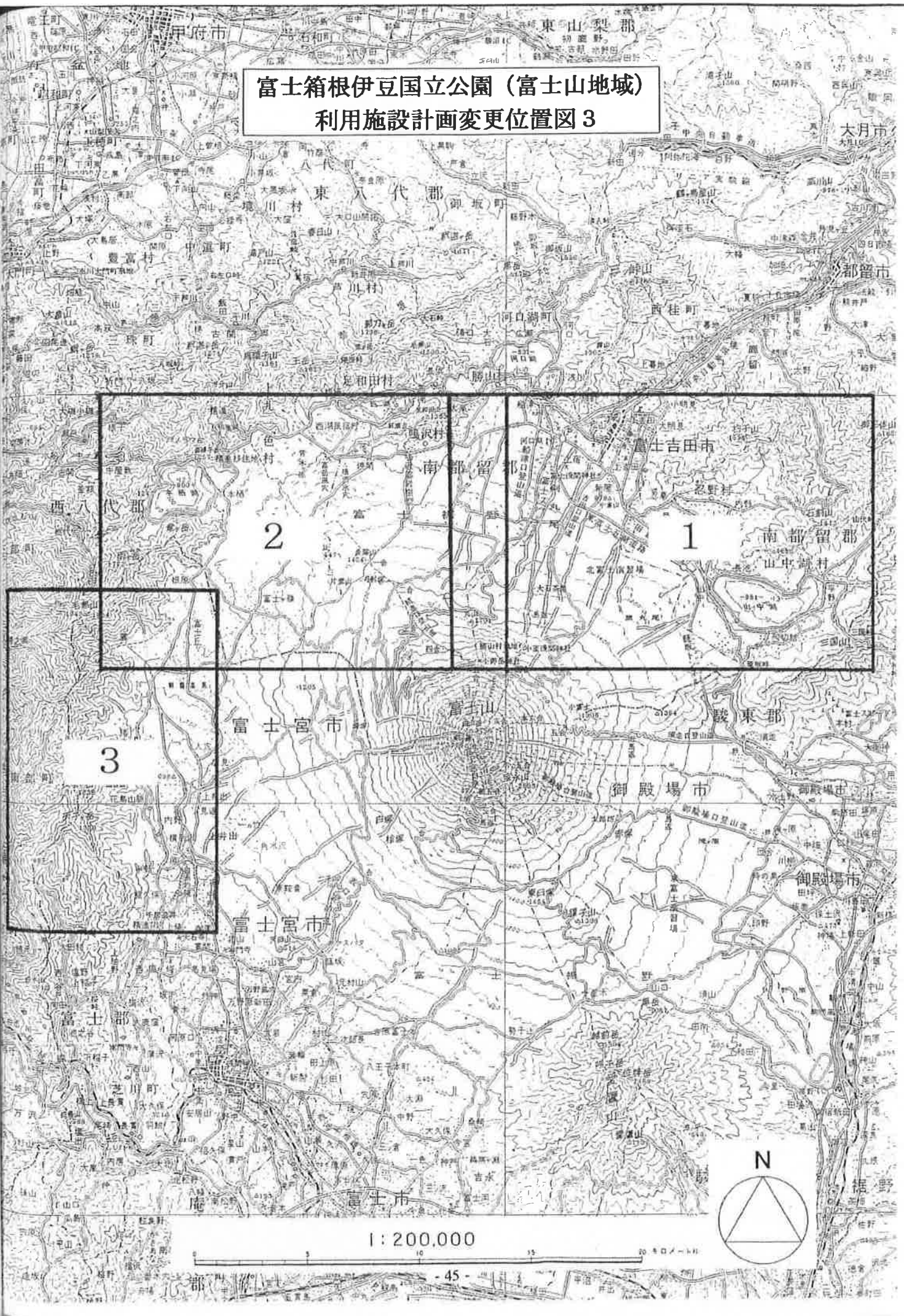
次の歩道を次のとおり変更する。

（表 9：道路（歩道）変更表）

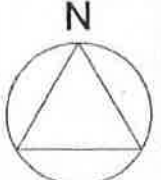
現 行				
番号	路線名	区 間	主要経過地	告示年月日
10	東海自然 歩道線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 （山伏峠・国立公園境界） 終点－山梨県南都留郡山中湖村 （内野・国立公園境界） 起点－山梨県南都留郡山中湖村 （切通峠・国立公園境界） 終点－山梨県南都留郡山中湖村（平野） 起点－山梨県南都留郡忍野村 （鐘山・国立公園境界） 終点－山梨県南都留郡忍野村 （鐘山・国立公園境界） 起点－山梨県富士吉田市 （新屋・国立公園境界） 終点－山梨県富士吉田市 （諏訪内・国立公園境界） 起点－山梨県富士吉田市（諏訪内） 終点－山梨県富士吉田市 （諏訪の森・歩道合流点） 起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 （船津・国立公園境界） 終点－静岡県富士宮市 （佐折・国立公園境界） 起点－山梨県南都留郡鳴沢村（鳴沢氷穴） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村（富岳風穴） 起点－山梨県西八代郡上九一色村 （精進赤池） 終点－山梨県西八代郡上九一色村（本栖） 起点－静岡県富士宮市（猪之頭） 終点－静岡県富士宮市 （天子ヶ岳・国立公園境界）	沖新畑、 鐘山、 五湖台、 紅葉台、 鳴沢氷穴、 富岳風穴、 青木ヶ原、 精進湖、 本栖湖、 本栖集団施 設地区、 田貫湖集団 施設地区	平成 8.7.16

新 規					理 由
番号	路線名	区 間	主要経過地	整備方針	
10	東海自然 歩道線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 （山伏峠・国立公園境界） 終点－山梨県南都留郡山中湖村 （内野・国立公園境界） 起点－山梨県南都留郡山中湖村 （切通峠・国立公園境界） 終点－山梨県南都留郡山中湖村 （平野） 起点－山梨県南都留郡忍野村 （鐘山・国立公園境界） 終点－山梨県南都留郡忍野村 （鐘山・国立公園境界） 起点－山梨県富士吉田市 （新屋・国立公園境界） 終点－山梨県富士吉田市 （諏訪内・国立公園境界） 起点－山梨県富士吉田市（諏訪内） 終点－山梨県富士吉田市 （諏訪の森・歩道合流点） 起点－山梨県南都留郡富士河口湖 町（船津・国立公園境界） 終点－静岡県富士宮市 （佐折・国立公園境界） 起点－山梨県南都留郡鳴沢村 （鳴沢氷穴） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村 （富岳風穴） 起点－山梨県西八代郡上九一色村 （精進赤池） 終点－山梨県西八代郡上九一色村 （本栖） 起点－静岡県富士宮市（猪之頭） 終点－静岡県富士宮市 （天子ヶ岳・国立公園境界）	沖新畑、 鐘山、 五湖台、 紅葉台、 鳴沢氷穴、 富岳風穴、 青木ヶ原、 精進湖、 本栖湖、 本栖集団施 設地区、 田貫湖集団 施設地区	富士北麓 の山中湖畔 から、本栖 湖畔を経て 田貫湖畔ま で、富士山 を周回する 自然探勝の ための長距 離自然歩道 として整備 する。	利用実態 に合わせ るための 区間変更 を行う。

富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
利用施設計画変更位置図 3



1 : 200,000



富士箱根伊豆国立公園 (富士山地域)
変更施設図 3-1

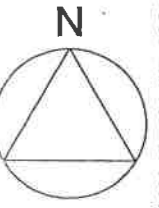


富士箱根伊豆国立公園 (富士山地域)

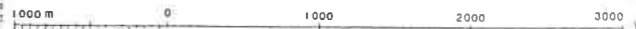
変更施設図 3-2

東海自然歩道線(変更)

凡	例
○	歩道



1:50,000



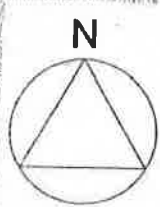
富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）
変更施設図 3-3

東海自然歩道線(変更)

10

10

10



1 : 50,000

0 300 m 1000 2000 3000

凡 例	
	歩 道

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
シオグサ	フジマリモ
マツバラ	マツバラ
ヒカゲノカズラ	ミズスギ、ヒメスギラン、スギラン、ナンカクラン、マンネンスギ、コスギラン、ヒモラン
イワヒバ	ヒメタチクラマゴケ、イワヒバ
ハナヤスリ	ミヤマハナワラビ、ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
コケシノブ	オニコケシノブ (オオコケシノブ)、オオハイホラゴケ
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、ユノミネシダ (カナヤマシダ)、エダウチホングウシダ、サイコクホングウシダ、ハチジョウシダ、ハチジョウシダモドキ
オシダ	オトコシダ、ナンタイシダ、ミドリカナワラビ、ハカタシダ、ナヨシダ、ミヤマノコギリシダ、イヨクジャク、ノコギリヘラシダ、コクモウクジャク、ホウノカワシダ、ナガサキシダ、ヒロハアツイタ、ウサギシダ、アオキガハラウサギシダ、エビラシダ、トヨグチイノデ、オオキヨズミシダ、コガネシダ
シシガシラ	ハイコモチシダ (ジョウレンシダ)
チャセンシダ	オオタニワタリ、ヒノキシダ、チャセンシダ、イヌチャセンシダ、クルマシダ、クモノスシダ
ウラボシ	スジヒトツバ、イワヒトデ、シンテンウラボシ、ヒトツバイワヒトデ、タカノハウラボシ、ミヤマウラボシ、ナガバコウラボシ、イズクリハラシ、コウラボシ、イワオモダカ、オオクボシダ
シシラン	タキミシダ、シシラン、ナカミシシラン
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、オンタデ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)、シナノナデシコ、ワチガイソウ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、イワツメクサ
キンポウゲ	ハコネトリカブト、オオサワトリカブト、レイジンソウ、イヌハコネトリカブト、ホソバトリカブト、タカネトリカブト、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、コキクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、セツブンソウ、ハコネシロカネソウ、シロカネソウ (ツルシロカネソウ)、トウゴクサバノオ、オキナグサ、グンナイキンポウゲ、アカギキンポウゲ、ヒキノカサ (コキンポウゲ)、ミヤマカラマツ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	ランヨウアオイ、カギガタアオイ、カントウカンアオイ (カンアオイ)、シイノミカンアオイ、アマギカンアオイ、オトメアオイ、ウスバサイシン (サイシン)、シモダカンアオイ
オトギリソウ	フジオトギリ、コオトギリ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ
ベンケイソウ	マツノハマンネングサ、イワベンケイ、チチツパベンケイ、アオベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、ヒトツバショウマ、フジアカショウマ、ハチジョウショウマ、ハナネコノメ、ムカゴネコノメ、ウメウツギ、アマギアマチャ、チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ヤワタソウ、ヤシヤビシヤク、トガスグリ、ジンジソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。)、イズノシマダイモンジソウ、クロクモソウ、イワユキノシタ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、イワキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、タカネイバラ、サンショウバラ、オヤマシモツケ、イワシモツケ
ムラサキモメンソウ	ムラサキモメンソウ、タイツリオオギ、イワオオギ
グンナイフウロ	グンナイフウロ (タカネグンナイフウロを含む。)、イヨフウロ (シコクフウロ)、カイフウロ、アサマフウロ、コフウロ
イワタイゲキ	イワタイゲキ、タカトウダイ (フジタイゲキ)
サクラガンピ	サクラガンピ
ハコネグミ	ハコネグミ
キバナノコマノツメ	キバナノコマノツメ、エゾアオイスミレ (マルバケスミレ)、テリハタチツボスミレ、コミヤマスミレ、キスミレ、ミヤマスミレ、シコクスミレ (ハコネスミレ)、ヒメスミレサイシン
ヤナギラン	ヤナギラン、ヒメアカバナ
ゴゼンタチバナ	ゴゼンタチバナ
ウラジロウコギ	ウラジロウコギ
イワニンジン	イワニンジン、ミシマサイコ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ヤマナシウマノミツバ、シラネニンジン
ヒメイワカガミ	ヒメイワカガミ、ヤマイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
ウメガサソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
イワヒゲ	イワヒゲ、ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、ウスギヨウラク、ムラサキツリガネツツジ、ツガザクラ、アマギツツジ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、ミツバツツジ、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、オオシマツツジ、ヒカゲツツジ、キヨスミミツバツツジ、アズマシャクナゲ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、ウンゼンツツジ、アシタカツツジ、トウゴクミツバツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、チチブドウダン、ハコネコメツツジ、コケモモ
クリンソウ	クリンソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ (キヨサトコザクラ)、サクラソウ、ツマトリソウ
リンドウ	リンドウ、ホソバリンドウ、ハルリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ソナレセンブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセンブリ
クサタチバナ	クサタチバナ
ツルアリドオシ	ツルアリドオシ、ヒロハコンロンカ
ムラサキ	ムラサキ
イワダレソウ	イワダレソウ
カイジンドウ	カイジンドウ、アシタカジャコウソウ、シモバシラ、ヤマジオウ
アオホオズキ	アオホオズキ (タカオホオズキを含む。)
ハチジョウコゴメグサ	ハチジョウコゴメグサ、イズコゴメグサ、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)、ハンカイシオガマ、トモエシオガマ、ヒメトラノオ、ヤマトラノオ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
オニク	オニク、オカウツボ、キヨスミウツボ
ミミカキグサ	ミミカキグサ、フサタヌキモ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
ベニバナツクバネウツギ	ベニバナツクバネウツギ、コハクサンボク、キバナウツギ
コキンレイカ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ)、シマキンレイカ、キンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ、ソナレマツムシソウ
フクシマシャジン	フクシマシャジン、ヒメシャジン、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、ツルギキョウ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ
エンシュウハグマ	エンシュウハグマ、タカネヤハズハハコ (タカネウスユキソウ)、ミヤマオトコヨモギ、タテヤマギク、サガミギク、キントキシロヨメナ、サワシロギク、ハコネギク (ミヤマコンギク)、カニコウモリ、イズカニコウモリ、イソギク、モリアザ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ユリ	ミ、ホソエノアザミ、ハマアザミ、ハコネアザミ、フジアザミ、アズマギク、ハコネヒヨドリ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、ハンカイソウ、カイトカラコウ、コウシュウヒゴタイ、ミヤコアザミ、キントキヒゴタイ、ヒメヒゴタイ、カイトウヒレン、ヤハズトウヒレン、トゲキクアザミ、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、ヤハズヒゴタイ (ミヤマヒゴタイ)、タカネヒゴタイ、キクアザミ、コウリンカ、サワオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク、キリガミネアキノキリンソウを含む。)、キツネタンポポ
ビヤクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
ヤマノイモ	イズドコロ
アヤメ	カキツバタ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
イグサ	イトイ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
イネ	ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、シマノガリヤス (キリシマノガリヤス)、タカネウシノケグサ、ミサヤマチャヒキ、フォーリーガヤ (ミヤマチャヒキ)
サトイモ	シマテンナンショウ、ハチジョウテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ユキモチソウ、ハウチワテンナンショウ、ミツバテンナンショウ、ナガバナムシグサ、スルガテンナンショウ、カミヤマテンナンショウ
カヤツリグサ	カヤツリスゲ、シマタヌキラン、ハチジョウカンスゲ、コハリスゲ、ヒトモトススキ
ラン	ナゴラン、ミスズラン、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、ニオイエビネ (オオキリシマエビネ)、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ホテイラン、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、ナギラン、マヤラン (サガミラン)、コアツモリ、クマガイソウ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチヨウラン、セッコク、サワラン (アサヒラン)、コイチョウラン、ハコネラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、オサラン、オキノヤガラ、ナヨテンマ、ヒメテンマ、アケボノシュスラン、ハチジョウシュスラン、ツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、フジチドリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ギボウシラン、シマササバラン、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、コ克蘭、フタバラン (コフタバラン)、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ホザキイチョウラン、ニラバラン、アリドオシラン、フウラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、ヒナチドリ、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチョウラン、コケイラン、ガンゼキラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、ハチジョウチドリ、マイサギソウ、オオバナトンボソウ、コバナトンボソウ、ハチジョウツレサギ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、オオバナオオヤマサギソウ (フガクオオヤマサギソウ)、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、カシノキラン、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ、ハクウンラン、キバナノショウキラン、ショウキラン

(2) 過去の経緯

昭和11年	2月	1日	公園区域の指定
昭和11年	12月	26日	公園計画の決定
昭和13年	12月	17日	特別地域の指定
昭和25年	2月	4日	集団施設地区、単独施設、道路及び運輸施設等公園計画の決定
昭和42年	3月	29日	特別地域の拡張（表富士道路沿線）
昭和46年	5月	22日	公園計画の一部変更（東海自然歩道線道路（歩道））
昭和50年	2月	21日	公園区域及び特別地域の拡張（北富士地区）
平成3年	7月	20日	乗入れ規制地域の指定（富士山）
平成4年	8月	26日	公園計画の一部変更（東海自然歩道線道路（歩道））
平成8年	7月	16日	公園区域及び公園計画の一部変更（再検討）

(3) 公園区域

富士箱根伊豆国立公園富士山地域の公園区域を次のとおりとする。

(表10：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 国有林山梨森林管理事務所 39林班の全部 (国 16)	5,456	
	富士吉田市内 県有林吉田事業区 12林班から18林班まで、86林班、147林班及び148林班 の全部並びに5林班及び8林班から11林班までの各一 部 (公 4,351)		
	富士吉田市 新屋、上吉田及び松山の各一部 (公 98) (私 991)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班、37-II 林班、38林班から45林班まで、 46-I 林班、46-II 林班、47林班から49林班まで、 51-I 林班、51-II 林班、52林班、53林班、57林班から 59林班まで、60-I 林班、60-II 林班及び61林班の全部 (公 4,344)	6,807	
	西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の全部 (国 12) (私 2,053)		
	西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398)		
	南巨摩郡身延町内 県有林鵜沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 511)	794	
南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部 (国 283)			
南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部 (公 429)	429		
南都留郡忍野村 忍草の一部 (私 50)	50		

(表 10 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの全部 (国 134)	4,900	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 1林班、2林班、3-I 林班、3-II 林班及び4林班の全部 (公 1,432)		
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (公 3) (私 2,664)		
	南都留郡山中湖村内 山中湖の全部 (国 667)		
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班、35林班、36-I 林班、36-II 林班、62林班から 75林班まで、76-I 林班、76-II 林班及び77林班から83 林班までの全部 (公 2,979)	9,350	
	南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、西湖西及び長 浜の全部並びに船津の一部 (公 1,218) (私 4,362)		
	南都留郡富士河口湖町内 河口湖及び西湖の全部 (国 791)		
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班、20-II 林班、21林班、22林班、23-I 林班、 23-II 林班、23-III 林班及び24林班から34林班までの 全部 (公 6,869)	8,956	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の全部 (私 2,087)		
			小 計

(表 10 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から8林班まで、10林班から 15林班まで、17林班から22林班まで、24林班から 30林班まで、32林班、33林班、35林班から39林班まで、 41林班から43林班まで、45林班から117林班まで、 122林班から150林班まで、152林班から157林班まで、 159林班から162林班まで、164林班から167林班まで、 169林班から172林班まで、192林班、210林班、246林班 から267林班まで及び284林班から300林班までの全 部 (国 6,872)	17,795	
	富士宮市 猪之頭、根原、人穴及び麓の全部並びに栗 倉、内野、上井出、北山、佐折、原及び山宮の 各一部 (国 33 公 1,596 私 9,294)		
	富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班、176林班から191林班まで及び 193林班から202林班までの全部並びに203林班の一 部 (国 1,777)	2,494	
	富士市 (公 249 私 468) 大淵及び桑崎の各一部		
御殿場市内 国有林静岡森林管理署 499林班の全部並びに483林班、484林班及び501林班 の各一部 (国 1,056)	1,439		
御殿場市 (公 353 私 30) 中畑の一部			
裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班、459林班、464林班、483林班及び484林班の各 一部 (国 133)	571		
裾野市 (私 438) 須山の一部			

(表 1 0 : 公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部 (国 811)	1, 1 4 5	
	駿東郡小山町 須走の一部 (公 199) (私 135)		
		小 計	2 3, 4 4 4
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部 (国 4) (私 401)	4 0 5	
	合 計	6 0, 5 9 1	

(4) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の地域を特別地域とする。

(表 1 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)
山 梨 県	富士吉田市内 国有林山梨森林管理事務所 39林班の全部 (国 16)	4,386
	富士吉田市内 県有林吉田事業区 12林班から14林班まで、16林班から18林班まで、 147林班及び148林班の全部並びに5林班、8林班から 11林班まで、15林班及び86林班の各一部 (公 4,174)	
	富士吉田市 新屋及び上吉田の各一部 (公 98) (私 98)	
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班、37-II 林班、38林班から45林班まで、 46-I 林班、46-II 林班、47林班から49林班まで、 51-I 林班、51-II 林班、52林班、53林班、57林班から 59林班まで、60-I 林班、60-II 林班及び61林班の全部 (公 4,344)	5,300
	西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (国 12) (私 546)	
	西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398)	
南巨摩郡身延町内 県有林鵜沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 511)	794	
南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部 (国 283)		
南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班から52林班までの全部 (公 429)	429	
南都留郡忍野村 忍草の一部 (私 50)	50	

(表 1 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの全部 (国 134)	2,807	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 2林班、3-I 林班、3-II 林班及び4林班の全部 (公 1,187)		
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (公 3) (私 816)		
	南都留郡山中湖村内 山中湖の全部 (国 667)		
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 35林班、36-I 林班、36-II 林班、62林班から67林班ま で、69林班から75林班まで、76-I 林班、76-II 林班 及び77林班から83林班までの全部並びに19林班及び 68林班の各一部 (公 2,823)	4,441	
	南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、西湖西、長浜及 び船津の各一部 (公 431) (私 396)		
	南都留郡富士河口湖町内 河口湖及び西湖の全部 (国 791)		
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、24林班から26林班まで、28林班から 31林班まで、33林班及び34林班の全部並びに 20-I 林班、23-I 林班及び32林班の各一部 (公 5,061)	5,224	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 163)		
		小 計	23,431

(表 1 1 : 特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
静岡県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から8林班まで、10林班から 12林班まで、46林班から67林班まで、74林班から 96林班まで、100林班、122林班から145林班まで及び 172林班の全部並びに104林班、108林班、111林班、 114林班、117林班、156林班、157林班、161林班、 162林班、165林班、166林班、169林班及び170林班の各 一部 (国 2,903)	7,038	
	富士宮市 栗倉、猪之頭、内野、上井出、佐折、根原、原、 人穴、麓及び山宮の各一部 (国 33 公 860 私 3,242)		
	富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班、176林班から180林班まで及び 201林班の全部並びに181林班から187林班までの各 一部 (国 583)	583	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 499林班の全部並びに483林班、484林班及び501林班 の各一部 (国 1,056)	1,439	
	御殿場市 中畑の一部 (公 353 私 30)		
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班、459林班、483林班及び484林班の各一部 (国 131)	131	
駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部 (国 811)	811		
		小 計	10,002
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部 (国 4 私 401)	405	
合	計	33,838	

① 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 1 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 11林班、13林班、14林班及び16林班から18林班までの 各一部 (公 533)	5 3 3	
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 38林班から40林班まで、42林班、44林班及び49林班の 各一部 (公1, 133)	1, 1 3 3	
	南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部 (国 57)	5 7	
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 36- I 林班の一部 (公 6)	6	
	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、23- I 林班、24林班、25林班及び 28林班から34林班までの各一部 (公1, 500)	1, 5 0 0	
		小 計	3, 2 2 9
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部 (国 463)	4 6 3	
	富士市内 国有林静岡森林管理署 201林班の一部 (国 38)	3 8	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一部 (国 287)	2 8 7	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 500林班の一部 (国 220)	2 2 0	
		小 計	1, 0 0 8
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部 (国 4) (私 401)	4 0 5	
合 計		4, 6 4 2	

(表 1 3 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	
青木ヶ原	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 38林班から40林班まで、42林班及び44林班の各一部	(公1, 132)
	山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区36- I 林班の一部	(公 6)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班から34林班までの各一部	(公 87)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部	(国 57)
かたぶたやま 片蓋山山頂	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区49林班の一部	(公 1)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区33林班の一部	(公 1)
精進口登山線沿線	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 22林班、23- I 林班、24林班及び25林班の各一部	(公 151)
富士山高山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 11林班、13林班、14林班及び16林班から18林班までの各一部	(公 533)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、24林班及び28林班から33林班までの各一部	(公1, 261)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部	(国 463)
	静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署201林班の一部	(国 38)
	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一部	(国 287)
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署500林班の一部	(国 220)
	富士山頂浅間神社奥宮境内地の全部	(国 4) (私 401)
合	計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山北西麓の溶岩流上に位置し、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする自然植生が広がる青木ヶ原樹海、側火山（寄生火山）である大室山一帯に分布するイヌブナ群集及びクリーミズナラ群集等の貴重な自然植生、並びに周辺に点在する特異な火山地形の溶岩風穴や溶岩樹型等の自然景観が特筆され、わが国有数の野鳥の生息地でもある当該地域の景観の厳正な維持を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>1, 2 2 5 (公 1, 225)</p>
<p>山中のハリモミ林として知られ、国内でも稀有な自然景観を呈しており、学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>5 7 (国 57)</p>
<p>イヌブナ等の優れた自然植生がみられる富士山北西の側火山の一つである片蓋山山頂部の景観が特筆され、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>2 (公 2)</p>
<p>精進口登山線道路（歩道）沿線に位置し、植生の垂直分布（ヒノキーシノブカグマ群集の山地帯植生からシラビソ－オオシラビソ群集の亜高山帯植生等）等の景観が特筆され、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>1 5 1 (公 151)</p>
<p>概ね富士山五合目（標高2,300m）以上にあたり、核心的な火山景観を呈しており、学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性の高い地区である。</p>	<p>3, 2 0 7 { 国 1, 012 公 1, 794 私 401 }</p>
	<p>4, 6 4 2</p>

② 第1種特別地域

次の地域を第1種特別地域とする。

(表14：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班、10林班、11林班、13林班、14林班及び16林班か ら18林班までの各一部 (公 327)	328	
	富士吉田市 上吉田の一部 (私 1)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I林班、38林班から40林班まで、42林班、57林班及 び59林班の各一部 (公 465)	477	
	西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 (国 12)		
	南巨摩郡身延町内 県有林鰻沢事業区 177林班の一部 (公 7)	7	
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 50林班及び51林班の各一部 (公 86)	86	
	南都留郡山中湖村内 国有林山梨県森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部 (国 77)	95	
	南都留郡山中湖村 山中の一部 (私 18)		
南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 36-II林班の全部並び35林班及び36-I林班の各一部 (公 402)	402		
南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、24林班、25林班、28林班から30林班まで、 33林班及び34林班の各一部 (公 670)	670		
	小 計	2,065	
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部 (国 577)	577	

(表 1 4 : 第 1 種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
静 岡 県	富士市内 国有林静岡森林管理署 201林班の一部 (国 59)	5 9	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一部 (国 555)	5 5 5	
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部 (国 5)	5	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 500林班の一部 (国 377)	3 7 7	
		小 計	1, 5 7 3
合 計			3, 6 3 8

(表 1 5 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
三ツ峠山	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 50林班及び51林班の各一部	(公 86)
青木ヶ原	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37- I 林班、38林班から40林班まで、42林班、57林班及び59林班の各一部 山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 36- II 林班の全部並びに35林班及び36- I 林班の各一部 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 25林班、33林班及び34林班の各一部	(公 464) (国 12) (公 402) (公 433)
氷池、 ^{おおむろ} 大室 ^{しんざ} 洞穴、神座 洞穴及び本栖風穴	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 42林班の一部 山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 25林班及び33林班の各一部	(公 1) (公 3)
本栖湖畔	山梨県南巨摩郡身延町内 県有林鯉沢事業区 177林班の一部	(公 7)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村内 国有林山梨森林管理事務所 40林班から45林班までの各一部	(国 77)
梨ヶ原	山梨県富士吉田市 上吉田の一部 山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(私 1) (私 18)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>三ツ峠山南斜面に位置し、三ツ峠山の岩場や、クリ、ミズナラ、コメツガ、ハリモミの自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>86 (公 86)</p>
<p>特別保護地区である青木ヶ原地区に連続し、青木ヶ原溶岩流上に発達した、ヒノキーシノブカグマ群集、クリーミズナラ群落の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1,311 (国 12) (公 1,299)</p>
<p>弓射塚の南西に位置する噴火口跡である氷池、並びに大室山周辺の大室洞穴、神座風穴及び本栖風穴の火山地形の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>4 (公 4)</p>
<p>本栖湖の西側に突き出た長崎半島は、アカマツ林の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>7 (公 7)</p>
<p>鷹丸尾溶岩流の火山地形とその上に成立するハリモミ林・アカマツ林の自然植生等の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>77 (国 77)</p>
<p>須走吉田線道路（車道）沿線における良好なアカマツ林及びカラマツ林等が残存する歴史的名勝でもある優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>19 (私 19)</p>

(表 1 5 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
富士山亜高山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班、10林班、11林班、13林班、14林班及び16林班から18林班までの各一部 (公 327)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、24林班及び28林班から30林班までの各一部 (公 234)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 74林班、122林班及び172林班の各一部 (国 577)
	静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 201林班の一部 (国 59)
	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び499林班の各一部 (国 555)
	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部 (国 5)
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 500林班の一部 (国 377)
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山山腹の概ね標高2,000～2,400mの主として亜高山帯の区域で、火山地形と自生するオオシラビソ、ダケカンバ等からなる針広混交林等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>2,134 (国 1,573) 公 561)</p>
	<p>3,638</p>

③ 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

(表16：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 国有林山梨森林管理事務所 39林班の全部 (国 16)	8 6 0	
	富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班から17林班まで及び86林班の各一部(公 801)		
	富士吉田市 上吉田の一部 (私 43)		
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 58林班の全部並びに39林班から42林班まで、47林班、 49林班、53林班、57林班及び59林班の各一部 (公 907)	1, 6 3 1	
	西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (私 326)		
	西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部 (国 398)		
	南巨摩郡身延町内 県有林鵜沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部 (公 504)	7 8 7	
	南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部 (国 283)		
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-I 林班の全部並びに2林班及び4林班の一部 (公 573)	1, 4 2 4	
	南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (公 3) (私 181)		
	南都留郡山中湖村内 山中湖の全部 (国 667)		

(表 1 6 : 第 2 種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班、35林班及び36-I 林班の各一部 (公 167)	1,748	
	南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、西湖西、長浜及 び船津の各一部 (公 416) (私 374)		
	南都留郡富士河口湖町内 河口湖及び西湖の全部 (国 791)		
山 梨 県	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班、21林班、22林班、24林班及び28林班から 33林班までの各一部 (公1,198)	1,247	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 49)		
	小 計		
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 46林班から57林班まで、75林班から86林班まで、 123林班から130林班まで、134林班及び135林班の全 部 (国 738)	1,075	
	富士宮市 猪之頭、上井出、佐折及び原の各一部 (国 3) (公 39) (私 295)		
	富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班及び176林班の全部並びに201林班 の一部 (国 295)	295	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部 (国 7)	7	
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班及び483林班の各一部 (国 82)	82	
	小 計	1,459	
合	計	9,156	

(表 1 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
みつとうげやま 三ツ峠山	山梨県南都留郡富士河口湖町 河口の一部	(公 60)
河口湖	山梨県南都留郡富士河口湖町 浅川、大石、勝山、河口、小立、長浜及び船津の各一部	(公 215) (私 374)
	山梨県南都留郡富士河口湖町内 河口湖の全部	(国 586)
西湖	山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 35林班及び36- I 林班の各一部	(公 87)
	山梨県南都留郡富士河口湖町 大嵐、西湖及び西湖西の各一部	(公 132)
	山梨県南都留郡富士河口湖町内 西湖の全部	(国 205)
本栖湖、精進湖	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 58林班の全部並びに53林班、57林班及び59林班の各一部	(公 487)
	山梨県西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部	(私 210)
	山梨県西八代郡上九一色村内 精進湖及び本栖湖の全部	(国 398)
	山梨県南巨摩郡身延町内 県有林鯉沢事業区 175林班及び176林班の全部並びに177林班の一部	(公 504)
	山梨県南巨摩郡身延町内 本栖湖の全部	(国 283)

地 区 の 概 要	面 積(ha)
<p>三ツ峠山北西斜面に位置し、クリーミズナラ、ウラジロモミーコメツガ群落の良好な自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>6 0 (公 60)</p>
<p>河口湖畔を通る車道である甲府船津線、河口湖北岸線及び河口湖西湖線並びに河口湖を渡る船津産屋ヶ崎線道路沿線を含む、富士山からの溶岩流によってできた河口湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 1 7 5 { 国 586 公 215 私 374 }</p>
<p>西湖畔を通る車道である河口湖西湖線及び西湖南岸線沿線を含む、富士山からの溶岩流によってできた西湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>4 2 4 { 国 205 公 219 }</p>
<p>本栖湖及び精進湖畔を通る車道である本栖湖周回線及び精進湖線沿線並びに本栖集団施設地区周辺を含む、富士山からの溶岩流によってできた本栖湖及び精進湖一帯の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 8 8 2 { 国 681 公 991 私 210 }</p>

(表 1 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
富士スバルライン沿線	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班の一部	(公 82)
	山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班の一部	(公 80)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-I 林班の一部	(公 37)
まおう 魔王	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 2)
こうようだい 紅葉台南側	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 47)
諏訪の森、富士吉田口 登山線沿線	山梨県富士吉田市内 国有林山梨県森林管理事務所 39林班の全部	(国 16)
	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班、12林班、15林班及び86林班の各一部	(公 138)
	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(私 43)
	山梨県南都留郡富士河口湖町 勝山の一部	(公 9)
青木ヶ原	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 32林班の一部	(公 126)
富士スバルライン五合 目	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 16林班の一部	(公 0)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、24林班及び31林班の各一部	(公 2)
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(公 3)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>剣丸尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布し、富士山への主要利用車道の一つである富士登山（河口湖口）線道路（車道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1 9 9 (公 199)</p>
<p>ケヤキ、エノキ等で構成される良好な社寺林等の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>2 (私 2)</p>
<p>青木ヶ原樹海への導入部として富士吉田富士宮線道路（車道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>4 7 (私 47)</p>
<p>アカマツ林の森林景観及び標高1,200m付近のレンゲツツジ、フジザクラの群生地等がみられる等、富士吉田口登山線道路（車道）沿線等の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>2 0 6 (国 16) (公 147) (私 43)</p>
<p>一部植林地を含むものの、溶岩地形及びヒノキ、シノブカグマの自然植生等で構成される青木ヶ原樹海周辺の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1 2 6 (公 126)</p>
<p>富士登山（河口湖口）線道路（車道）の終点に位置する利用拠点であり、御坂山系の展望に優れた地区である。</p>	<p>2 (公 2)</p>
<p>山中のハリモミ林に隣接する等、優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>3 (公 3)</p>

(表 17 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
おおむろやま 大室山東麓、長尾山北麓	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 47林班の一部	(公 13)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 24林班、32林班及び33林班の各一部	(公 173)
かたぶたやま 片蓋山山麓	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 49林班の一部	(公 13)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 33林班の一部	(公 17)
山中湖	山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-I 林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部	(公 573)
	山梨県南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部	(私 181)
	山梨県南都留郡山中湖村内 山中湖の全部	(国 667)
富士山北・北東麓亜高山帯、富士山南・西麓亜高山帯	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 8林班、10林班、11林班及び13林班から17林班までの各一部	(公 581)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、24林班及び28林班から30林班までの各一部	(公 843)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 46林班から57林班まで、75林班から86林班まで、123林班から130林班まで、134林班及び135林班の全部	(国 738)
	静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班及び176林班の全部並びに201林班の一部	(国 295)
	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部	(国 7)
静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班の一部	(国 56)	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>大室山の東及び長尾山の北に位置し、青木ヶ原溶岩流上にヒノキ等の自然植生がみられる等、精進口登山線道路（歩道）沿線の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1 8 6 (公 186)</p>
<p>クリ、ミズナラ等の自然植生がみられる等、富士山北西の側火山の一つである片蓋山山麓の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>3 0 (公 30)</p>
<p>山中湖周回線道路（車道）沿線を含む山中湖一帯及び富士山展望方向に位置する山中湖畔南側の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>1, 4 2 1 { 国 667 公 573 私 181 } </p>
<p>富士山山腹の標高1,600～2,000m付近の主として亜高山帯下部の区域で、火山地形と自生するモミ、ツガ、ブナ等の自然植生等で構成される優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>2, 5 2 0 { 国 1,096 公 1,424 } </p>

(表 1 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
青木ヶ原	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 39林班から42林班までの各一部	(公 394)
	山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺及び本栖の各一部	(私 116)
<small>いのかしら</small> 猪之頭	静岡県富士宮市 猪之頭の一部	(公 16)
田貫湖	静岡県富士宮市 猪之頭及び佐折の各一部	(公 23) (私 283)
白糸の滝	静岡県富士宮市 上井出及び原の各一部	(国 3) (私 12)
越前岳	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 453林班の一部	(国 26)
合		計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士吉田富士宮線道路（車道）沿線、青木ヶ原樹海周辺及び大室山の西のウラジロモミーコメツガ群落等の自然植生がみられる等の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>5 1 0 (公 394) 私 116)</p>
<p>富士山を代表する猪之頭湧水地周辺の地区である。</p>	<p>1 6 (公 16)</p>
<p>富士山西麓の利用拠点であり、田貫湖及び小田貫湿原一帯の優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>3 0 6 (公 23) 私 283)</p>
<p>富士山西麓の興味地点である白糸の滝周辺の地区である。</p>	<p>1 5 (国 3) 私 12)</p>
<p>越前岳山稜部に位置し、ヤマボウシ、ブナ等を主とした自然植生等がみられる優れた自然景観を呈する地区である。</p>	<p>2 6 (国 26)</p>
	<p>9, 1 5 6</p>

④ 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表18：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 147林班及び148林班の全部並びに5林班、9林班から 16林班まで及び86林班の各一部 (公2,513) 富士吉田市 新屋及び上吉田の各一部 (公 98) (私 54)	2,665	
	西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-Ⅱ林班、43林班、45林班、46-I林班、46-Ⅱ林班、 48林班、51-I林班、51-Ⅱ林班、52林班、60-I林班、 60-Ⅱ林班及び61林班の全部並びに37-I林班、 40林班から42林班まで、44林班、47林班、49林班、 53林班、57林班及び59林班の各一部 (公1,839) 西八代郡上九一色村 精進及び本栖の各一部 (私 220)	2,059	
	南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班及び52林班の全部並びに50林班及び51林班の 各一部 (公 343)	343	
	南都留郡忍野村 忍草の一部 (私 50)	50	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-Ⅱ林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部 (公 614) 南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部 (私 617)	1,231	
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 62林班から67林班まで、69林班から75林班まで、76- I林班、76-Ⅱ林班及び77林班から83林班までの全部 並びに36-I林班及び68林班の各一部 (公2,248) 南都留郡富士河口湖町 大石、河口、西湖及び長浜の各一部 (公 15) (私 22)	2,285	

(表18：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 26林班の全部並びに20-I 林班、21林班、22林班、 23-I 林班、24林班、25林班、28林班から30林班まで、 32林班及び33林班の各一部 (公1,693)	1,807	
	南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 114)		
		小 計	10,440
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から8林班まで、10林班から 12林班まで、58林班から67林班まで、87林班から 96林班まで、100林班、131林班から133林班まで及び 136林班から145林班までの全部並びに104林班、 108林班、111林班、114林班、117林班、156林班、 157林班、161林班、162林班、165林班、166林班、 169林班及び170林班の各一部 (国1,125)	4,923	
	富士宮市 栗倉、猪之頭、内野、上井出、佐折、根原、人 穴、麓及び山宮の各一部 (国 30 公 821 私2,947)		
	富士市内 国有林静岡森林管理署 177林班から180林班までの全部及び181林班から 187林班までの各一部 (国 191)	191	
	御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び501林班の各一部 (国 207)	590	
	御殿場市 中畑の一部 (公 353 私 30)		
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 459林班、483林班及び484林班の各一部 (国 44)	44	
	駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部 (国 214)	214	
		小 計	5,962
合 計		16,402	

(表 19 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
みさか 御坂山系	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 147林班及び148林班の全部	(公 113)
	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-Ⅱ林班、60-Ⅰ林班、60-Ⅱ林班及び61林班の全部並びに37-Ⅰ林班及び 59林班の各一部	(公 448)
	山梨県西八代郡上九一色村 精進の一部	(私 5)
	山梨県南都留郡西桂町内 県有林大月事業区 49林班及び52林班の全部並びに50林班及び51林班の各一部	(公 343)
	山梨県南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 62林班から67林班まで、69林班から75林班まで、76-Ⅰ林班、76-Ⅱ林班及 び77林班から83林班までの全部並びに36-Ⅰ林班及び68林班の各一部	(公2, 248)
	山梨県南都留郡富士河口湖町 大石及び河口の各一部	(公 15)
紅葉台東海自然歩道	山梨県南都留郡富士河口湖町 西湖及び長浜の各一部	(私 22)
	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 69)
紅葉台南側	山梨県南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部	(私 45)
えぼしだけ 烏帽子岳南東斜面	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 57林班の一部	(公 58)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山の優れた展望が得られる御坂山系縦走線道路（歩道）沿線であり、また、富士山本体からの河口湖、西湖方面の展望対象である御坂山系一帯の森林景観を呈する地区である。</p>	<p>3, 1 7 2 (公 3, 167) 私 5</p>
<p>富士山、青木ヶ原樹海及び富士五湖の各方面の優れた展望が得られる東海自然歩道線道路（歩道）の山稜部沿線の良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>9 1 (私 91)</p>
<p>東海自然歩道線道路（歩道）沿線から青木ヶ原樹海展望の前景となる良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>4 5 (私 45)</p>
<p>青木ヶ原樹海の西方に位置する烏帽子岳南東尾根周辺の良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>5 8 (公 58)</p>

(表 19 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	域
富士山麓	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 9林班から16林班まで及び86林班の各一部	(公2, 143)
	山梨県富士吉田市 新屋の一部	(私 51)
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20- I 林班、21林班、22林班、23- I 林班、24林班から26林班まで、28林班から30林班まで、32林班及び33林班の各一部	(公1, 693)
	静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 1林班、2林班、4林班から8林班まで、10林班から12林班まで、58林班から67林班まで、87林班から96林班まで、100林班、131林班から133林班まで及び136林班から145林班までの全部並びに104林班、108林班、111林班、114林班、117林班、156林班、157林班、161林班、162林班、165林班、166林班、169林班及び170林班の各一部	(国1, 125)
	静岡県富士宮市 栗倉の一部	(公 2)
	静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 177林班から180林班までの全部及び181林班から187林班までの各一部	(国 191)
	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 459林班、483林班及び484林班の各一部	(国 9)
梨ヶ原	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(公 98)
	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(私 244)
	山梨県南都留郡忍野村 忍草の一部	(私 50)
富士裾野	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 43林班、45林班、46- I 林班、46- II 林班、48林班、51- I 林班、51- II 林班及び52林班の全部並びに40林班から42林班まで、44林班、47林班、49林班及び53林班の各一部	(公1, 333)
	山梨県西八代郡上九一色村 富士ヶ嶺の一部	(私 215)
雁ノ穴	山梨県富士吉田市 上吉田の一部	(私 3)

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山頂を中心に、標高1,300～1,700m付近の山腹を取りまく、火山地形とシラビソ、ウラジロモミ及びカラマツの人工林にシラビソ・オオシラビソ、ヤマボウシ・ブナ群集の自然植生を交えた良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>5,214 (国 1,325) (公 3,838) (私 51)</p>
<p>須走吉田線道路（車道）沿線から富士山展望の前景となる良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>392 (公 98) (私 294)</p>
<p>青木ヶ原樹海南部及び富士山北西の側火山の一つである片蓋山周辺の良好な森林景観を呈する地区である。</p>	<p>1,548 (公 1,333) (私 215)</p>
<p>富士山の北東に位置し、溶岩樹形や溶岩洞穴がみられる雁ノ穴周辺の地区である。</p>	<p>3 (私 3)</p>

(表 19 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	
山中ハリモミ林	山梨県南都留郡山中湖村 山中の一部	(私 26)
天子山系 <small>てんし</small>	静岡県富士宮市 猪之頭、佐折、根原及び麓の各一部	(公 819) (私 2,711)
山中湖西部、鷹丸尾 <small>たかまるび</small>	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区 5林班の一部	(公 257)
	山梨県南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 3-II 林班の全部並びに2林班及び4林班の各一部	(公 614)
	山梨県南都留郡山中湖村 平野及び山中の各一部	(公 24) (私 323)
富士山東麓部	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班及び501林班の各一部	(国 207)
	静岡県御殿場市 中畑の一部	(公 353) (私 30)
	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班及び484林班の各一部	(国 35)
	静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部	(国 214)
富士山表富士周遊道路	静岡県富士宮市 山宮の一部	(私 42)
富士宮道路沿線	静岡県富士宮市 猪之頭、上井出、根原、人穴及び麓の各一部	(国 30) (私 194)
合	計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
山中のハリモミ林周辺の良好な森林景観を呈する地区である。	2 6 (私 26)
富士山本体や各利用ルート及び利用拠点等からの展望対象であり、また、天子山系縦走線、毛無山登山線及び熊森山登山線道路（歩道）が通過する天子山系東斜面の良好な森林景観を呈する地区である。	3, 5 3 0 (公 819) (私 2, 711)
山中湖西側に位置し、鷹丸尾溶岩流上にアカマツ林が分布する東富士五湖線道路（車道）沿線からの富士山展望方向並びに山中湖周辺から富士山展望の前景となる向切詰から切詰にかけての地域、笹坂峠から三国山にかけての山腹及び笹坂峠から東富士五湖道路山中湖インター付近にかけての良好な森林景観を呈する地区である。	1, 2 1 8 (公 895) (私 323)
富士山東斜面中腹に位置し、オンタデ、フジアザミ等の草本類からカラマツ、ハンノキ等の木本類への遷移がみられる富士山の噴火による火山性の砂礫地景観と、須走口登山線道路（車道）並びに御殿場口登山線、宝永山御殿庭線及び腰切塚御殿庭線道路（歩道）沿線の優れた森林景観等を呈する地区である。	8 3 9 (国 456) (公 353) (私 30)
富士宮口登山線道路（車道）沿線の良好な森林景観を呈する地区である。	4 2 (私 42)
富士山の優れた展望が得られる利用幹線車道の富士吉田富士宮線沿線の草原景観等を呈する地区である。	2 2 4 (国 30) (私 194)
	1 6, 4 0 2

⑤ 乗入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する地区（以下「乗入れ規制地区」という。）を次のとおりとする。

(表 20 : 乗入れ規制地区表)

名 称	区 域	地 種 区 分
富士山	山梨県富士吉田市内 県有林吉田事業区8林班から18林班までの各一部	第1種特別地域 第2種特別地域 第3種特別地域
	山梨県西八代郡上九一色村内 県有林吉田事業区 37-I 林班、38林班から42林班まで、44林班及び47林班の各一部	
	山梨県南都留郡富士河口湖町 勝山の一部	
	山梨県南都留郡富士河口湖町 県有林吉田事業区 36-II 林班の全部並びに35林班及び36-I 林班の各一部	
	山梨県南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 21林班、22林班、23-I 林班、24林班、25林班及び28林班から34林班までの各一部	
	静岡県富士宮市内 国有林静岡森林管理署 46林班から57林班まで、75林班から86林班まで、123林班から130林班まで、134林班及び135林班の全部並びに74林班、122林班及び172林班の各一部	
	静岡県富士市内 国有林静岡森林管理署 173林班、174林班及び176林班の全部並びに201林班の一部	
	静岡県御殿場市内 国有林静岡森林管理署 483林班、484林班、499林班及び501林班の各一部	
	静岡県御殿場市 中畑の一部	
	静岡県裾野市内 国有林静岡森林管理署 483林班及び484林班の各一部	
静岡県駿東郡小山町内 国有林静岡森林管理署 494林班、495林班及び500林班の各一部		
	(以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	

区 域 の 概 要	面 積 (ha)
<p>当該地は、富士山中腹部以上（概ね標高1,600m以上）の火山荒原（東斜面及び上部）と亜高山帯樹林（東斜面以外の中腹部）、山麓部の青木ヶ原及び吉田口登山線道路（歩道）周辺部からなる。</p> <p>火山荒原にはオンタデ、イタドリ、フジアザミ、フジハタザオ等の特殊条件下でも生育可能な植物が群落を形成している。</p> <p>亜高山帯樹林はコメツガ、シラビソ等常緑針葉樹を高木層に持つものが主となっており、一部の地域ではカラマツの自然林やダケカンバ林も分布している。</p> <p>亜高山帯樹林の林床にはコケモモ、ハクサンシャクナゲを中心とした多様な植生が広がり、この中にはヒメヤマウズラ、イチヨウラン等の稀少種もみられる。</p> <p>青木ヶ原は溶岩流上に成立したツガ、ヒノキ等の針葉樹を中心とした自然林が広範囲に残されている地域である。</p> <p>また、吉田口登山線道路（歩道）周辺にはレンゲツツジ及びフジザクラの大群落が見られる。</p> <p>また、側火山、溶岩洞穴、溶岩樹型等の火山活動を物語る特殊地形が多数分布する。</p> <p>ここ数年来、当該地においてはオフロード車、オフロードバイクの乗入れが著しく、それに伴う樹木の損傷、植生の荒廃、自然地形の改変等が自然環境保全上の問題となっている。</p> <p>本指定地域は、上記の貴重な自然環境の保護を図るため、オフロード車、オフロードバイクの乗入れによる自然環境への影響が出ている地域、及びそのおそれが大きくなっている地域を選定したものである。</p>	7,489

(表 2 0 : 乗入れ規制地区表)

名 称	区 域	地 種 区 分
本栖湖	山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖水面の全部) 山梨県南巨摩郡身延町 (本栖湖水面の全部)	第 2 種特別地域
合 計		

区 域 の 概 要	面 積 (ha)
<p>富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の一つであり、最大水深が138mあり、透明度の高い湖水である。</p> <p>ここ数年来、本栖湖においては、プレジャーボート等の動力船の乗入れに起因する水質汚濁や、騒音等による野生動植物生育環境への支障が考えられることから、自然環境や適切な利用環境の保全を図るために区域を指定するものである。</p>	470
	7,959

(イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表 2 1 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
山 梨 県	富士吉田市内 県有林吉田事業区 15林班及び86林班の各一部 (公 177)	1,070	
	富士吉田市 新屋、上吉田及び松山の各一部 (私 893)		
	西八代郡上九一色村 精進、富士ヶ嶺及び本栖の各一部 (私 1,507)	1,507	
	南都留郡山中湖村内 県有林吉田事業区 1林班の全部 (公 245)	2,093	
	南都留郡山中湖町 平野及び山中の各一部 (私 1,848)		
	南都留郡富士河口湖町内 県有林吉田事業区 19林班及び68林班各の一部 (公 156)	4,909	
南都留郡富士河口湖町 浅川、大嵐、大石、勝山、河口、小立、西湖、西湖西、長浜及 び船津の各一部 (公 787) (私 3,966)			
南都留郡鳴沢村内 県有林吉田事業区 20-Ⅱ林班、3-Ⅱ林班、23-Ⅲ林班及び27林班の全部 並びに20-Ⅰ林班、23-Ⅰ林班及び32林班の各一部 (公 1,808)	3,732		
南都留郡鳴沢村 鳴沢の一部 (私 1,924)			
		小 計	13,311

(表 2 1 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
静 岡 県	富士宮市内 国有林静岡森林管理署 13林班から15林班まで、17林班から22林班まで、 24林班から30林班まで、32林班、33林班、35林班から 39林班まで、41林班から43林班まで、45林班、68林班 から73林班まで、97林班から99林班まで、101林班か ら103林班まで、105林班から107林班まで、109林班、 110林班、112林班、113林班、115林班、116林班、 146林班から150林班まで、152林班から155林班まで、 159林班、160林班、164林班、167林班、171林班、 192林班、210林班、246林班から267林班まで及び 284林班から300林班までの全部並びに104林班、 108林班、111林班、114林班、117林班、156林班、 157林班、161林班、162林班、165林班、166林班、 169林班及び170林班の各一部 (国 3,969)	1,0757	
	富士宮市 粟倉、猪之頭、内野、上井出、北山、佐折、 根原、人穴、麓及び山宮の各一部 (公 736) (私 6,052)		
	富士市内 国有林静岡森林管理署 188林班から191林班まで、193林班から200林班まで、 202林班の全部並びに181林班から187林班まで及び 203林班の各一部 (国 1,194)	1,911	
	富士市 大淵及び桑崎の各一部 (公 249) (私 468)		
	裾野市内 国有林静岡森林管理署 464林班及び483林班の各一部 (国 2)	440	
裾野市 須山の一部 (私 438)			
駿東郡小山町 須走の一部 (公 199) (私 135)	334		
	小 計	13,442	
合 計		26,753	

(5) 施設計画

ア 保護施設計画

保護施設を次のとおりとする。

(表 2 2 : 保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	植生復元施設	静岡県富士宮市 <small>こたぬき</small> (小田貫湿原)

整 備 方 針	旧計画との関係
乾燥化を防止するとともに湿原植物の保護を図る。	平 8. 7.16告示

イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 2 3 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	も と す 本 栖	山梨県西八代郡上九一色村 本栖の一部	<p>当地区は、富士山の北西、富士五湖の一つである本栖湖東側湖畔に位置し、中央自動車道路及び東海道新幹線等高速交通網により、東京から約2時間のアクセス圏内にある。また、1時間以内のアクセス圏内には三島市、沼津市、富士吉田市、富士宮市等、約100万人の人口が密集する大都市を有している。</p> <p>当地区からは、湖越しに富士山が望まれ、また、湖面に写るその姿は「逆さ富士」として親しまれており、特に、夏は避暑地として多くの観光客でにぎわう。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、本栖湖畔における快適な宿泊、野営、運動及び水辺レクリエーション等自然とのふれあいを進める拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区及び基盤設備	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
北部整備計画区	<p>溶岩上に生育するアカマツ等の自然林に囲まれた宿泊及び自然探勝等の利用を中心とした整備計画区である。</p> <p>本栖湖周回線道路（車道）の東側においては、自然林の中の静閑な宿泊施設等を整備するとともに、西側においては林内や湖畔を散策するための園地等を整備する。</p> <p>なお、施設については、本栖湖周回線道路（車道）から壁面線を十分後退させるとともに、保存緑地を十分に確保する等により、風致の保全に留意する。</p>	55.0	<p>一般計画 昭25. 2. 4決定</p> <p>詳細計画 平 8. 7.16変更</p> <p>区域 平 8. 7.16変更</p>
南部整備計画区	<p>竜ヶ岳北東部における運動、野営、宿泊及び水辺のレクリエーション利用のための整備計画区である。</p> <p>本栖湖周回線道路（車道）の東側には、主に宿泊、運動及びオートキャンプも可能な野営等のための施設を整備し、西側の湖畔においては釣り及びボート等の水辺のレクリエーションが楽しめるように駐車場、休憩所等の施設を整備する。</p> <p>なお、施設については、保存緑地を十分に確保する等により風致の保全に留意する。</p>	74.5	
給水施設	各施設への給水施設を整備する。		
排水施設	本栖湖の水質を保全するために、下水道等の排水施設を整備する。		
面積計		国	私
		44.5	32.9
		129.5	

(表 2 3 : 集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
2	たぬきこ 田貫湖	静岡県富士宮市 猪之頭及び佐折の各一部	<p>当地区は、富士山の西、天子山系の長者ヶ岳東麓に位置し、東名高速道路及び東海道新幹線等高速交通網により、東京から約 2 時間のアクセス圏内にある。また、1 時間以内のアクセス圏内には三島市、沼津市、富士吉田市、富士宮市等、約 1 0 0 万人の人口が密集する大都市を有している。</p> <p>当地区からは、富士五湖の各利用拠点に劣らず雄大かつ美しい富士山の山容を望むことができ、また、地区内には、小規模ながら富士山地域では唯一の湿原である小田貫湿原がある。4 月と 8 月の 2 0 日前後には富士山頂からの日の出が見られ（通称、ダイヤモンド富士）、湖面に写る逆さ富士とともに特異な景観として知られている。</p> <p>この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、自然とのふれあい拠点となるように宿泊、野営、休憩、自然学習等のための施設を計画するものとする。</p>

整備計画区及び基盤設備	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係	
北部整備計画区	<p>主に小田貫^{こだぬき}湿原の自然とのふれあいを通じて自然を学び、楽しむ整備計画区である。</p> <p>ヨシ等の湿地性植物が生育し、特定植物群落がみられる小田貫湿原をフィールドとして、湿原の保全に留意しつつ、自然観察、休憩等のための施設を整備する。</p> <p>湿原南側に位置する田貫尾根の北側斜面一帯は、フィールドから望見され、また、湿原の湧水の集水域と考えられることから、その保全に努めることとする。</p>	58.2	指定 平8. 7. 16	
南部整備計画区	<p>田貫湖畔において、快適な宿泊、野営を楽しむとともに、当該地域周辺の自然の学習を行い、また、水辺のレクリエーション等を楽しむ整備計画区である。</p> <p>西側の湖畔には、本地区の中心施設として低廉で快適な宿泊施設を整備するとともに、田貫湖における舟遊び等のための施設、田貫湖周辺の自然を解説し、情報を提供する博物展示施設等を整備する。</p> <p>なお、田貫湖の東側の湖畔においては、本計画区から湖越しに富士山を眺望することから大規模な工作物の設置を避ける等、景観の保全に十分配慮することとする。</p>	136.1		
給水施設	田貫湖北岸の湧水を水源とするが、供給水量に不足が生じる場合は、井戸や芝川水系支流等からの供給について検討する。			
排水施設	原則として、各施設ごとに合併浄化槽を整備し、田貫湖の水質保全を図るため、芝川への排水路を整備する。			
面積計		国	私	
		—	23.4	170.9
		194.3		

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 2 4 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園 地	山梨県富士吉田市 (諏訪の森)
2	宿 舎	山梨県富士吉田市 (諏訪の森)
3	運 動 場	山梨県富士吉田市 (諏訪の森)
4	園 地	山梨県富士吉田市、南都留郡忍野村及び山中湖村 (鐘山 ^{かなやま})
5	園 地	山梨県富士吉田市 (吉田胎内洞穴)
6	園 地	山梨県富士吉田市 (中ノ茶屋)
7	園 地	山梨県富士吉田市 (大石茶屋)
8	園 地	山梨県富士吉田市 (吉田口馬返)
9	宿 舎	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 (精進口五合目)
1 0	休 憩 所	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 (精進口五合目)
1 1	博物展示施設	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 (精進口五合目)
1 2	宿 舎	山梨県富士吉田市 (吉田口登山線)
1 3	案 内 所	山梨県富士吉田市 (吉田口六合目)
1 4	医療救急施設	山梨県富士吉田市 (吉田口七合目)
1 5	宿 舎	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 並びに静岡県富士宮市、富士市、御殿場市及び駿東郡小山町 並びに富士山頂浅間神社奥宮境内地 (富士山頂)

整 備 方 針	旧計画との関係
アカマツの大木が茂る「諏訪の森」の優れた自然環境と富士山の景観を活かした散策・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
諏訪の森及び富士北麓の探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
アカマツの大木が茂る「諏訪の森」の優れた自然環境と富士山の景観を活かした運動場として整備する。	平 8. 7.16告示
旧鎌倉往還沿いにアカマツ・カラマツ林が成立する自然環境を活かした鐘山及び瀧沢堀周辺の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
吉田胎内洞穴及び周辺の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
吉田口登山線道路（歩道）利用者等の散策・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
フジザクラやレンゲツツジ等が生育する自然環境を活かした富士山の登山者及び周辺探勝利用者の展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
富士吉田登山線道路（車道）終点における富士山の登山者及び周辺探勝利用者の散策・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点における富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点における御坂山系や富士五湖の展望を活かした富士山の登山者及び周辺探勝利用者の展望・休憩のための施設として整備する。	平 8. 7.16告示
富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点において、富士山の自然解説と登山案内のための博物展示施設として整備する。	平 8. 7.16告示
吉田口登山線道路（歩道）を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山の登山者に対する情報提供のための案内所として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山の登山者の医療救急施設として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山頂における富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示

(表 2 4 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
1 6	休 憩 所	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村 並びに静岡県富士宮市、富士市、御殿場市及び駿東郡小山町 並びに富士山頂浅間神社奥宮境内地 (富士山頂)
1 7	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (王岳) ^{おおだけ}
1 8	汚物処理施設	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖東)
1 9	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖北岸)
2 0	宿 舎	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖北岸)
2 1	駐 車 場	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖北岸)
2 2	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池)
2 3	宿 舎	山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池)
2 4	野 営 場	山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池)
2 5	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖南岸)
2 6	排 水 施 設	山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖南岸)
2 7	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (パノラマ台)
2 8	野 営 場	山梨県西八代郡上九一色村 (本栖大久保)
2 9	園 地	山梨県西八代郡上九一色村及び南都留郡富士河口湖町 (富岳風穴)
3 0	園 地	山梨県西八代郡上九一色村 (富士風穴)
3 1	園 地	山梨県南巨摩郡身延町 (本栖湖西岸)

整備方針	旧計画との関係
富士山頂における登山者の休憩所として整備する。	平 8. 7. 16告示
青木ヶ原樹海越しの富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖、本栖湖等の公園利用施設等から出る汚物を処理する施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖周辺の自然林と精進湖越しの富士山の景観を活かした散策・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖畔の自然林と富士山の景観を活かした精進湖周辺の探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖畔の探勝のための駐車場として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖赤池周辺の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖赤池周辺の探勝等のための滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖赤池の野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖畔に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした精進湖南岸の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
精進湖周辺のための下水処理施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士山や眼下の本栖湖及び精進湖の優れた景観を活かした散策・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
本栖湖周辺に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
富岳風穴及び周辺に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士風穴及び周辺に成立した自然林等の優れた自然環境を活かした探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
本栖湖に面し、雨ヶ岳等の山々に囲まれた清閑な環境を活かした探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示

(表 2 4 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
3 2	宿 舎	山梨県南巨摩郡身延町 (本栖湖西岸)
3 3	野 営 場	山梨県南巨摩郡身延町 (本栖湖西岸)
3 4	園 地	山梨県南巨摩郡身延町 (雨ヶ岳)
3 5	駐 車 場	山梨県南都留郡山中湖村 (山中)
3 6	ゴ ル フ 場	山梨県南都留郡山中湖村 (山中)
3 7	園 地	山梨県南都留郡山中湖村 (平野)
3 8	園 地	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘)
3 9	宿 舎	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘)
4 0	休 憩 所	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘)
4 1	野 営 場	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘)
4 2	水 泳 場	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘)
4 3	舟 遊 場	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘)
4 4	給 油 施 設	山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘)
4 5	園 地	山梨県南都留郡山中湖村 (三国山)
4 6	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂峠 ^{みさか})

整 備 方 針	旧計画との関係
本栖湖に面し、雨ヶ岳等の山々に囲まれた清閑な環境を活かした滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
本栖湖に面し、雨ヶ岳等の山々に囲まれた清閑な環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
天子山系からの富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖及び山中湖畔の探勝等のための駐車場として整備する。	平 8. 7.16告示
既存のゴルフ場を維持する。	平 8. 7.16告示
山中湖越しの富士山の雄大な景観を活かした山中湖周辺における野外レクリエーションのための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の雄大な景観を活かした野外レクリエーションのための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の雄大な景観を活かした滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔における休憩所として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の雄大な景観を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔における水遊び・水泳のための施設として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔における舟遊びのための施設として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の南湖畔における給油施設として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖越しの富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示

(表 2 4 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
4 7	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山)
4 8	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山)
4 9	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (大石峠)
5 0	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口湖北岸)
5 1	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口湖北岸)
5 2	野 営 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口湖北岸)
5 3	野 営 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (産屋ヶ崎 ^{うぶやがさき})
5 4	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (鶺ノ島)
5 5	舟 遊 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (鶺ノ島)
5 6	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口湖南岸)
5 7	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (浅川)
5 8	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (小立 ^{こだち})
5 9	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津)
6 0	給 油 施 設	山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津)
6 1	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (天上山 ^{てんじょうざん})

整 備 方 針	旧計画との関係
三ツ峠山の変化に富んだ地形と富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
三ツ峠山周辺の探勝のための滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖と富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖越しの富士山の景観を活かした河口湖北岸の探勝及び野外レクリエーションのための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖越しの富士山の景観を活かした河口湖北岸の滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖越しの富士山の景観を活かした河口湖北岸の野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖に写る逆さ富士の景観を活かした産屋ヶ崎の野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖に浮かぶ鵜ノ島の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖に浮かぶ鵜ノ島における舟遊びのための施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖南岸における探勝及び野外レクリエーション等のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖周辺及び富士山麓の探勝等のための河口湖畔における滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
御坂山系や富士山の景観を活かした河口湖畔における滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
河口湖周辺及び富士山麓の探勝等のための河口湖畔の滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
甲府船津線道路（車道）沿線における給油施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
眼下の河口湖や富士山の景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示

(表 2 4 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
6 2	博物展示施設	山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津剣丸尾)
6 3	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (里宮)
6 4	舟 遊 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (里宮)
6 5	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (小海 ^{こうみ})
6 6	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (小海)
6 7	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (羽根子山)
6 8	野 営 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (長浜)
6 9	野 営 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖北岸)
7 0	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖根場 ^{ねんば})
7 1	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖根場)
7 2	野 営 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖根場)
7 3	宿 舎	山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖青木ヶ原)
7 4	野 営 場	山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖青木ヶ原)
7 5	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町 (蝙蝠穴 ^{こうもりあな})
7 6	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町及び鳴沢村 (五湖台 ^{ごこだい})
7 7	園 地	山梨県南都留郡富士河口湖町及び鳴沢村 (三湖台 ^{さんこだい})
7 8	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村 (紅葉台 ^{こうようだい})

整 備 方 針	旧計画との関係
富士登山（河口湖口）線道路（車道）起点において、富士山の自然を総合的に解説するための博物展示施設として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖における舟遊びのための施設として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山と河口湖の景観を活かした羽根子山の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖越しの御坂山系の景観を活かした河口湖畔の野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
西湖北岸の水辺の自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
青木ヶ原樹海の優れた自然環境を活かした探勝のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
西湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
西湖周辺における探勝及び野外レクリエーションのための野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
西湖・青木ヶ原周辺における探勝及び野外レクリエーションのための滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
西湖・青木ヶ原周辺の自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
蝙蝠穴及び周辺の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山及び富士五湖の景観を活かした東海自然歩道沿線における展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山、青木ヶ原樹海、御坂山系及び西湖の景観を活かした東海自然歩道沿線における展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
青木ヶ原樹海越しの富士山の景観を活かした東海自然歩道沿線における展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示

(表 2 4 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
7 9	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村（鳴沢氷穴）
8 0	ス キ ー 場	山梨県南都留郡鳴沢村（天神山）
8 1	駐 車 場	山梨県南都留郡鳴沢村（精進口五合目）
8 2	園 地	山梨県南都留郡鳴沢村（ <small>おにわおくにわ</small> 御庭奥庭）
8 3	宿 舎	山梨県南都留郡鳴沢村（御庭奥庭）
8 4	園 地	静岡県富士宮市（猪之頭）
8 5	宿 舎	静岡県富士宮市（富士宮口登山線）
8 6	医療救急施設	静岡県富士宮市（富士宮口八合目）
8 7	休 憩 所	静岡県富士宮市（富士宮口新五合目）
8 8	駐 車 場	静岡県富士宮市（富士宮口新五合目）
9 1	園 地	静岡県富士宮市（高鉢山）
9 2	園 地	静岡県富士宮市（白糸の滝）
9 3	園 地	静岡県富士宮市（西白塚）
9 4	駐 車 場	静岡県富士宮市（西白塚）
9 5	博物展示施設	静岡県富士宮市（西白塚）
9 6	休 憩 所	静岡県富士市（高鉢交差点）
9 7	給 油 施 設	静岡県富士市（高鉢交差点）

整 備 方 針	旧計画との関係
鳴沢氷穴周辺の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士山北麓における初、中級者を対象としたスキー場として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点における富士山の登山者及び周辺探勝のための駐車場として整備する。	平 8. 7. 16告示
天子山系、御坂山系及び富士山の景観を活かした富士山の登山や御庭、奥庭周辺探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
天子山系、御坂山系及び富士山の景観を活かした富士山の登山や御庭、奥庭周辺探勝のための滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
豊かな湧水に恵まれた自然環境を活かした休憩・探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士宮口登山線道路（歩道）を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士山の登山者の救急医療施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士宮口登山線道路（歩道）新五合目からの景観を活かした富士山の登山者や周辺探勝利用者の展望・休憩のための施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士宮口登山線道路（車道）終点における富士山の登山者及び周辺探勝利用者のための駐車場として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士宮口登山線道路（車道）のドライブ利用者の散策・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
白糸の滝の探勝のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
ヤマボウシやブナの自然林が成立する優れた自然環境を活かした探勝等のための園地として整備する。	平 8. 7. 16告示
主に西臼塚園地及び博物展示施設の利用者の駐車場として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士宮口登山線道路（車道）沿線において富士山の自然及び利用情報の提供のための博物展示施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士宮口登山線道路（車道）のドライブ利用者の休憩のための施設として整備する。	平 8. 7. 16告示
富士宮口登山線道路（車道）沿線における給油施設として整備する。	平 8. 7. 16告示

(表 2 4 : 単独施設表)

番号	種 類	位 置
9 8	宿 舎	静岡県御殿場市 (御殿場口登山線)
9 9	園 地	静岡県裾野市 (越前岳)
1 0 0	宿 舎	静岡県駿東郡小山町 (須走口登山線)
1 0 1	駐 車 場	静岡県駿東郡小山町 (須走口新五合目)
1 0 2	運 動 場	山梨県南都留郡山中湖村 (平野)

整 備 方 針	旧計画との関係
御殿場口登山線道路（歩道）を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山の優れた景観を活かした展望・休憩のための園地として整備する。	平 8. 7.16告示
須走口登山線道路（歩道）を利用する富士山の登山者の滞在拠点として整備する。	平 8. 7.16告示
須走口登山線道路（車道）の終点における富士山の登山者及び周辺探勝利用者の駐車場として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖の雄大な景観を活かした、野外スポーツのための運動場として整備する。	新 規

(ウ) 道路

① 車道

車道を次のとおりとする。

(表 25 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	富士吉田口登山線	起点－山梨県富士吉田市 (上吉田・国立公園境界) 終点－山梨県富士吉田市 (吉田口馬返)	大石茶屋
2	精進湖線	起点－山梨県西八代郡上九一色村 (精進・国立公園境界) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池・車道合流点) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (青木ヶ原・車道合流点)	精進湖畔
3	本栖湖周回線	起点－山梨県南巨摩郡身延町 (中之倉・国立公園境界) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (本栖・車道合流点) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (本栖)	本栖集団施設地区、 本栖湖畔
4	山中内野線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (山中・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (内野・国立公園境界)	
5	どうし 道志平野線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠・国立公園境界) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (平野・車道合流点)	
6	平野三国山線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (平野・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (三国山・国立公園境界)	
7	山中湖周回線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡山中湖村 (山中・車道合流点)	山中湖畔
8	東富士五湖線	起点－山梨県南都留郡山中湖村 (竈坂峠・国立公園境界) 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津剣丸尾・国立公園境界)	
9	甲府船津線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂峠・国立公園境界) 起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂トンネル・国立公園境界) 終点－山梨県富士吉田市 (松山・国立公園境界)	河口湖畔
10	河口湖北岸線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口・車道分岐点) 起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (長浜・車道合流点)	河口湖畔
11	船津産屋ヶ崎線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津・車道分岐点) 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (産屋ヶ崎・車道合流点)	河口湖大橋
12	河口湖西湖線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津・車道分岐点) 終点－山梨県西八代郡上九一色村 (御殿庭・車道合流点)	河口湖畔、 西湖畔
13	富士北麓公園線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津胎内・車道分岐点) 終点－山梨県富士吉田市 (中ノ茶屋・車道合流点)	

整 備 方 針	旧計画との関係
上吉田から馬返への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府方面から精進湖畔への到達道路及び精進湖畔を採勝する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山梨県南巨摩郡身延町方面から本栖集団施設地区への到達道路及び本栖湖畔を採勝する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖畔から山梨県南都留郡山中湖村内野への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山梨県南都留郡道志村方面から山中湖畔への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖畔から三国山への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
山中湖南湖畔の旭日ヶ丘から東湖畔の平野への到達道路及び山中湖畔の採勝道路として整備する。	平 8. 7.16告示
静岡県駿東郡小山町方面から船津剣丸尾への到達道路（東富士五湖道路）として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府方面から河口湖畔への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖北岸の採勝道路として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖を縦断する河口湖大橋を經由し、富士吉田富士宮線道路（車道）と甲府船津線道路（車道）を連絡する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
船津と青木ヶ原を結び、河口湖畔及び西湖畔を採勝する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士登山（河口湖口）線（車道）と富士吉田口登山線（車道）との連絡道路として整備する。	平 8. 7.16告示

(表 2 5 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1 4	富士吉田富士宮線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津剣丸尾・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (上井出・特別地域境界)	青木ヶ原、 富岳風穴、 朝霧高原
1 5	富士登山 (河口湖口) 線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津剣丸尾・車道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口五合目)	御庭
1 6	西湖南岸線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (富岳風穴・車道分岐点) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖根場・車道合流点) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖・車道合流点)	西湖畔
1 7	富士宮鳴沢線	起点—山梨県南都留郡鳴沢村 (焼間・車道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (朝霧高原・車道合流点)	青木ヶ原
1 8	田貫湖線	起点—静岡県富士宮市 (朝霧高原・車道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界)	田貫湖集団施設地区
1 9	富士宮口登山線	起点—静岡県富士宮市 (飯盛林道分岐点) 起点—静岡県富士市 (大淵・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目)	西臼塚
2 0	須走吉田線	起点—静岡県駿東郡小山町 (須走・国立公園境界) 終点—山梨県富士吉田市 (新屋・国立公園境界)	山中湖畔
2 1	須走口登山線	起点—静岡県駿東郡小山町 (旧馬返・国立公園境界) 終点—静岡県駿東郡小山町 (新五合目)	

② 自転車道

自転車道を次のとおりとする。

(表 2 6 : 道路 (自転車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	山中湖忍野線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (旭日ヶ丘) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (内野・国立公園境界)	山中湖畔

整備方針	旧計画との関係
富士吉田市方面から青木ヶ原、朝霧高原を経て、富士宮市方面に至る、富士山周回の主要公園利用道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士吉田市の市街地及び河口湖方面から精進口五合目への到達道路（富士スバルライン）として整備する。	平 8. 7.16告示
西湖畔の探勝道路及び蝙蝠穴と富岳風穴との連絡道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士北麓方面と富士宮方面との連絡道路として整備する。	平 8. 7.16告示
朝霧高原から猪之頭を経て、田貫湖方面への連絡道路及び田貫湖集団施設地区へ到達する道路として整備する。	平 8. 7.16告示
富士宮市方面及び御殿場市方面から富士宮口五合目への到達道路（富士山スカイライン）として整備する。	平 8. 7.16告示
御殿場市方面から富士吉田市方面に至る、富士山周回の主要公園利用道路の一部として整備する。	平 8. 7.16告示
小山町の市街地方面から須走口新五合目への到達道路として整備する。	平 8. 7.16告示

整備方針	旧計画との関係
山中湖畔から内野へ至る、山中湖周辺の探勝のための自転車道として整備する。	平 8. 7.16告示

③ 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 27 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	吉田口登山線	起点—山梨県富士吉田市 (富士浅間神社・国立公園境界) 終点—山梨県富士吉田市 (諏訪内・歩道合流点) 起点—山梨県富士吉田市 (諏訪の森・歩道分岐点) 終点—富士山頂 (富士山頂・歩道合流点)	吉田口五合目
2	諏訪の森船津胎内線	起点—山梨県富士吉田市 (諏訪の森・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津胎内)	
3	精進女坂線	起点—山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖畔) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (女坂・歩道合流点)	
4	精進五湖山線	起点—山梨県西八代郡上九一色村 (精進湖畔) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (五湖山・歩道合流点)	
5	本栖パノラマ台線	起点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖大久保) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (パノラマ台・歩道合流点)	
6	精進口登山線	起点—山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口五合目)	富士風穴
7	天子山系縦走線	起点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖畔) 終点—静岡県富士宮市 (長者ヶ岳・歩道合流点)	雨ヶ岳、 毛無山
8	三ツ峠山線	起点—山梨県南都留郡西桂町 (下暮地 ^{しもくれち} ・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口)	三ツ峠山、 木無山
9	石割山線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (石割山・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠・歩道合流点)	石割山
10	東海自然歩道線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (山伏峠・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (内野・国立公園境界) 起点—山梨県南都留郡山中湖村 (切通峠・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (平野) 起点—山梨県南都留郡忍野村 (鐘山 ^{かねやま} ・国立公園境界) 終点—山梨県南都留郡忍野村 (鐘山 ^{かねやま} ・国立公園境界) 起点—山梨県富士吉田市 (新屋 ^{あらや} ・国立公園境界) 終点—山梨県富士吉田市 (諏訪内・国立公園境界) 起点—山梨県富士吉田市 (諏訪内) 終点—山梨県富士吉田市 (諏訪の森・歩道合流点) 起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界) 起点—山梨県南都留郡鳴沢村 (鳴沢氷穴) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (富岳風穴) 起点—山梨県西八代郡上九一色村 (精進赤池) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖) 起点—静岡県富士宮市 (猪之頭) 終点—静岡県富士宮市 (天子ヶ岳・国立公園境界)	沖新畑、 鐘山、 五湖台、 紅葉台、 鳴沢氷穴、 富岳風穴、 青木ヶ原、 精進湖、 本栖湖、 本栖集団施設 地区、 田貫湖集団施 設地区

整 備 方 針	旧計画との関係
富士吉田から富士山頂への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
剣丸尾溶岩流上のアカマツ林等の探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示
精進湖畔から御坂山系縦走線道路（歩道）への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
精進湖畔から五湖山への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
本栖湖からパノラマ台への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
精進湖畔から、植生の垂直分布等を観察しながら、精進口五合目へ到達する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
本栖湖畔から、天子山系を縦走する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
西桂町及び河口湖畔の河口から三ツ峠山への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
山伏峠と東海自然歩道線道路（歩道）を連絡する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
富士北麓の山中湖畔から、本栖湖畔を経て田貫湖畔まで、富士山を周回する自然探勝のための長距離自然歩道として整備する。	平 8. 7.16告示 の変更

(表 2 7 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1 1	平野三国峠線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (平野) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (三国峠・歩道合流点)	
1 2	竈坂峠切通峠線	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (竈坂峠) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (切通峠・歩道合流点)	三国峠
1 3	御坂隧道御坂山線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂隧道南口) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂山・歩道合流点)	
1 4	三ツ峠山口浅川線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山口) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山・歩道合流点) 起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (浅川)	
1 5	御坂山系縦走線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (三ツ峠山・歩道分岐点) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖畔)	御坂峠、 大石峠、王岳
1 6	御坂峠線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂トンネル南口) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (御坂峠・歩道合流点)	
1 7	大石大石峠線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (大石) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (大石峠・歩道合流点)	
1 8	<small>こうみ</small> 小海足和田山線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (小海) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (足和田山・歩道合流点)	
1 9	十二ヶ岳登山線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (長浜) 起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (金山・歩道合流点)	
2 0	<small>こうもりあな</small> 西湖蝙蝠穴線	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖根場・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (西湖民宿村・歩道合流点)	青木ヶ原、 蝙蝠穴
2 1	精進口三合目御庭線	起点—山梨県南都留郡鳴沢村 (精進口三合目・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (御庭・歩道合流点)	奥庭
2 2	<small>けなしやま</small> 毛無山登山線	起点—静岡県富士宮市 (麓・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (毛無山・歩道合流点)	
2 3	熊森山登山線	起点—静岡県富士宮市 (猪之頭・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (熊森山・歩道合流点)	
2 4	御中道線	起点—静岡県富士宮市 (富士宮口六合目・歩道分岐点) 終点—山梨県南都留郡鳴沢村 (大沢) 起点—静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (大沢)	精進口五合目

整 備 方 針	旧計画との関係
山中湖畔の平野から三国峠への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
竈坂峠から切通峠へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
御坂山系縦走線道路（歩道）への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府船津線道路（車道）の三ツ峠山口及び河口湖畔の浅川から三ツ峠山への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
三ツ峠山から本栖湖畔へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
甲府船津線道路（車道）から御坂峠への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖畔の大石から大石峠への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖畔の小海方面と東海自然歩道線道路（歩道）を連絡する探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示
河口湖畔及び西湖畔から、毛無山、十二ヶ岳を経て、御坂山系縦走線道路（歩道）へ連絡する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
根場園地と蝙蝠穴園地を連絡する、青木ヶ原樹海の探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示
御庭及び奥庭周辺の亜高山帯針葉樹林を観察する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
東海自然歩道線道路（歩道）沿線の麓と天子山系縦走線道路（歩道）を連絡する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
東海自然歩道線道路（歩道）沿線の猪之頭と天子山系縦走線道路（歩道）を連絡する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
亜高山帯の植生を観察しながら、富士山中腹を周回する探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示

(表 2 7 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
2 5	富士宮口四合目線	起点—静岡県富士宮市 (富士宮口四合目・歩道分岐点) 終点—静岡県富士宮市 (大沢・歩道合流点)	
2 6	天子ヶ岳登山線	起点—静岡県富士宮市 (佐折・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (天子ヶ岳・歩道合流点)	
2 7	富士宮口登山線	起点—静岡県富士宮市 (富士宮口一合目) 終点—富士山頂 (富士山頂・歩道合流点)	富士宮口新五合目
2 8	村山口登山線	起点—静岡県富士宮市 (粟倉・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (富士宮口六合目・歩道合流点)	
2 9	御殿場口登山線	起点—静岡県御殿場市 (御殿場口二合目・国立公園境界) 終点—富士山頂 (富士山頂・歩道合流点)	
3 0	宝永山御殿庭線 <small>ほうえいざんごてんにわ</small>	起点—静岡県御殿場市 (腰切塚・国立公園境界) 終点—静岡県御殿場市 (宝永山・歩道合流点) <small>こしきりづか</small>	
3 1	腰切塚御殿庭線 <small>あさきづか</small>	起点—静岡県裾野市 (浅黄塚・国立公園境界) 終点—静岡県富士宮市 (富士宮口新五合目)	
3 2	越前岳登山線 <small>じゅうりぎ</small>	起点—静岡県裾野市 (十里木・国立公園境界) 終点—静岡県裾野市 (須山・国立公園境界)	越前岳
3 3	須走口登山線	起点—静岡県駿東郡小山町 (古御岳神社) 終点—富士山八合目 (吉田口八合目・歩道合流点)	須走口新五合目
3 4	富士山頂周回線	起点—富士山頂 (浅間神社奥宮) 終点—富士山頂 (浅間神社奥宮)	

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表 2 8 : 運輸施設表)

番号	路線名	種 類	区 間
1	本栖湖周遊線	船舶運送施設	起点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖畔) 終点—山梨県西八代郡上九一色村 (本栖湖畔)
2	山中湖周遊線	船舶運送施設	起点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中湖畔) 終点—山梨県南都留郡山中湖村 (山中湖畔)
3	河口湖周遊線	船舶運送施設	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口湖畔) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (河口湖畔)
4	天上山線	索道運送施設	起点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (船津) 終点—山梨県南都留郡富士河口湖町 (天上山)

整 備 方 針	旧計画との関係
富士宮口登山線道路（歩道）の四合目から、亜高山帯の針葉樹林を観察しながら、御中道線道路（歩道）に連絡する探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示
天子ヶ岳への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
富士宮市の市街地方面から富士山頂への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
村山口から富士宮口六合目への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
御殿場口から富士山頂への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
腰切塚方面から御殿庭を経て宝永山へ到達する、側火山群を観察する登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
腰切塚方面から御殿庭を経て富士宮口新五合目へ到達する、登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
十里木から越前岳及び黒岳への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
古御岳神社から須走口新五合目を経て、吉田口八合目への登山道として整備する。	平 8. 7.16告示
富士山頂のお鉢廻りの探勝歩道として整備する。	平 8. 7.16告示

主要経過地	整 備 方 針	旧計画との関係
本栖集団施設地区	富士山を眺望しながら、本栖湖の自然景観を鑑賞する湖上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	平 8. 7.16告示
旭日ヶ丘、山中	富士山及び山中湖の自然景観を鑑賞しながら、旭日ヶ丘と山中等を山中湖を周回する船舶運送施設として整備する。	平 8. 7.16告示
船津	富士山を眺望しながら、河口湖の自然景観を鑑賞する湖上遊覧のための船舶運送施設として整備する。	平 8. 7.16告示
天上山下	富士山、河口湖、山中湖、青木ヶ原樹海を眺望できる天上山までの索道（ロープウェイ）として整備する。	平 8. 7.16告示